

学 生 便 覧

— 履修と学生生活のてびき —

令和 7 (2025) 年度入学者用

山形大学大学院社会文化創造研究科

目 次

I 社会文化創造研究科の概要	1
II 社会文化創造研究科の修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）, 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）	1
III 学生の行動規範	6
IV 履修方法	
1. 授業時限	7
2. 研究指導教員	7
3. 履修基準及び履修方法	7
4. 履修手続き	13
5. 開講授業科目	14
6. 単位の計算基準及び単位認定	14
7. 修業年限	14
8. 学位論文又は特定の課題についての研究成果の提出	14
9. 学位論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験	17
10. 社会人のための教育方法の特例措置	19
V 教育職員免許状の取得（専修免許状）	20
VI 関係規則	
1. 山形大学大学院規則	21
2. 山形大学学位規程	31
3. 山形大学大学院社会文化創造研究科履修規程	38
4. 山形大学大学院社会文化創造研究科 学位論文の審査及び最終試験の実施に関する内規	51
5. 山形大学大学院社会文化創造研究科長期履修学生に関する要項	62
6. 山形大学大学院社会文化創造研究科修士課程社会文化創造専攻 社会文化システムコースにおける課程修了の特例に関する内規	63
VII 奨学制度、授業料の免除及び保健管理等	65
キャンパスマップ	68

I 社会文化創造研究科の概要

グローバル化が進む現代社会において、日本の地方では人口減少が進行し、地域の活性化や文化の維持などが大きな課題となっている。社会文化創造研究科は、これらの課題を解決するために、新たな価値（社会的価値、文化的価値（芸術・スポーツ科学を含む）、心理的価値など）を内包する解決策について創造的・実践的に追究することを「社会文化創造」と捉え、その実現を目指している。

本研究科は社会文化創造専攻の1専攻から構成されており、この専攻の下に、社会文化システム、臨床心理学、芸術・スポーツ科学の3コースが設置されている。

II 社会文化創造研究科の修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

■ 修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

山形大学大学院の修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）のもと、社会文化創造研究科では、以下のような知識・態度・能力を獲得した学生に「修士」の学位を授与します。

1) 豊かな人間力

- (1) これからの社会と文化の創造を担うために必要な多様な人々との関わりを通じて豊かなコミュニケーション能力を身に付けている。
- (2) 多様性を尊重する態度と互いのよさを生かして協働する力、持続可能な社会づくりに向けた態度など、これからの社会を支え、文化を継承・発展させる高度専門職業人として、学びに向かう力を有している。

2) 深化した専門的知識・技能と文理兼修による幅広い視野

- (1) 人文・社会科学と芸術・スポーツ科学に関する高度で専門的な研究を遂行することができる深い知識と高度な技能を習得し、現代社会における多様な諸課題の解決のために活用していく能力を有している。
- (2) 個々の専門的知識と技能の深化に加え、他の分野との連携の重要性を理解し、細分化された知を総合的な観点から俯瞰する視野を有している。

3) 多様な文化の理解とその共生に向けて行動できる能力

- (1) 人文・社会科学と芸術・スポーツ科学の専門的視野から、社会の急速な変化を理解し、現代社会が抱える課題の多様性を把握した上で、課題解決に向けて行動することができる。
- (2) 文化の多様性を深く理解し、世界的な視野からの多文化理解を基盤に文化の維持・発展に貢献する強い意志を有している。

● 社会文化システムコースの修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

山形大学大学院社会文化創造研究科の修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）のもと、社会文化システムコースでは、以下のような知識・態度・能力を獲得した学生に「修士」の学位を授与します。

1) 豊かな人間力

- (1) 社会の国際化に対応すべく、専門領域において他者と積極的に意見を交換することができる多彩なコミュニケーション能力を身に付けている。
- (2) 自らの研究成果を社会一般に発信する能力を獲得し、現代の知識基盤社会を多様に支える専門的職業人としての高い意識を有している。

2) 深化した専門的知識・技能と文理兼修による幅広い視野

- (1) 社会科学及び人文科学に関する高度で専門的な研究を遂行することができる深い知識と考え方を習得し、それらを現代社会が抱える多様な諸課題の解決のために活用・応用していく能力を有している。
- (2) 自らの主張を広く展開するためには、関連領域との連携や巨視・微視的視点を使い分ける複眼的な考察が必要であることを十分に理解している。

3) 多様な文化の理解とその共生に向けて行動できる能力

- (1) 人間生活の多様性を時空間に囚われることなく把握したうえで、社会科学及び人文科学の専門的視点から今日的課題を抽出することができる能力を身に付けている。
- (2) 人間の活動によって育まれた文化の多様性を十分に理解し、それらの維持、醸成のために自ら行動しようとする意識を有している。

● 臨床心理学コースの修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

山形大学大学院社会文化創造研究科の修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)のもと、臨床心理学コースでは、以下のような知識・態度・能力を獲得した学生に「修士」の学位を授与します。

1) 豊かな人間力

- (1) 人々の心の健康の保持増進に貢献すべく、人間の行動や社会の多様性を尊重し、適切な人間関係を築くことのできるコミュニケーション能力を身に付けている。
- (2) 社会の変化を的確に捉え、人々の心の健康を支える専門的職業人（臨床心理士、公認心理師等）として必要な資質・能力を身に付け、不断に探究する態度を有している。

2) 深化した専門的知識・技能と文理兼修による幅広い視野

- (1) 臨床心理学に関する高度で専門的な研究を遂行することができる深い知識と高度な技能を修得し、現代社会の諸課題の解決や新しい価値の創造に活用する能力を有している。
- (2) 高度専門的職業人として、研究・実践における異分野連携の重要性を認識し、複眼的で俯瞰的な視野を有している。

3) 多様な文化の理解とその共生に向けて行動できる能力

- (1) 現代社会の急速な変化と多様性を的確に捉え、専門的視座に立ち、人々の心の健康の保持増進や豊かな共生社会実現のために行動することができる。
- (2) 世界的な視野からの多文化理解を基盤に、人間活動の文化的背景を深く理解し、文化の尊重・創造に貢献する強い意志を有している。

● 芸術・スポーツ科学コースの修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

山形大学大学院社会文化創造研究科の修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)のもと、芸術・スポーツ科学コースでは、以下のような知識・態度・能力を獲得した学生に「修士」の学位を授与します。

1) 豊かな人間力

- (1) 新たな文化や価値を創造するために、多様な人々との関わりを通じて豊かなコミュニケーション能力を身に付けている。
- (2) 人々の健康や文化的活動を支え、新たな価値の創造に貢献する高度専門職業人として、人間の多様性を理解して協働し、不断に探究する態度を有している。

2) 深化した専門的知識・技能と文理兼修による幅広い視野

- (1) 芸術・スポーツ科学に関する高度で専門的な研究を遂行することができる深い知識と高度な技能を有し、現代社会の課題解決のために活用する能力を有している。
- (2) 専門的知識や技能の深化に加え、研究・実践における異分野連携の重要性を認識し、複眼的で俯瞰的な視野を有している。

3) 多様な文化の理解とその共生に向けて行動できる能力

- (1) 現代社会の急速な変化と多様性を的確に捉え、人々の文化的活動の充実や健康の保持増進に貢献し、豊かな共生社会実現のために行動することができる。
- (2) 世界的視野からの多文化理解を基盤に、芸術やスポーツの新たな価値を探究・発信し、文化の尊重・創造に貢献する強い意志を有している。

■ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

山形大学大学院の教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)に沿って、社会文化創造研究科では、学生が体系的かつ主体的に学修できるように教育課程を編成し、これに従って教育を行います。

1) 教育課程の編成・実施等

- (1) 現代社会で求められる高度専門的職業人を育成するため、基盤教育科目、基礎専門科目及び高度専門科目から構成される、体系的なカリキュラムを編成する。
- (2) 高度な専門的知識や技能を涵養するため、各分野の高度専門科目に分野共通科目、コース別専門科目及び特別研究を配置する。

2) 教育方法

- (1) 講義、演習及び実習科目を適切に配置し、授業においては学生が主体的かつ対話的な学びを実現できるよう工夫する。
- (2) 学位論文あるいは修了課題研究等の指導については、指導体制を整備し、複数の指導教員により、研究計画を策定した上で指導する。

3) 教育評価

- (1) 講義科目では、到達度を確認できる明確な成績評価基準に基づく評価を行う。
- (2) 修士課程の学位基準に基づき、学位論文あるいは修了課題研究を評価する。

● 社会文化システムコースの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

山形大学大学院社会文化創造研究科の教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)に沿って、社会文化システムコースでは、学生が体系的かつ主体的に学修できるように教育課程を編成し、これに従って教育を行います。

1) 教育課程の編成・実施等

- (1) 高度専門職業人が有すべき基礎・基盤となる科目や研究テーマに合わせて必要な科目が履修できるカリキュラムを編成する。
- (2) 分野にかかわらず共通に求められる基盤的な素養、幅広い知識、多元的な視点・思考法を身に付けるための講義を配置する。

2) 教育方法

- (1) 分野間で異なる論理や方法論を理解させるため、他分野の学生との協働を促す。
- (2) 学位論文の作成に際しては、複数の指導教員が一体となり、問題意識・分析手法・結論までの論理性等を確認・指導する。

3) 教育評価

- (1) 講義科目では、到達度を確認出来る明確な成績評価基準に基づく評価を行う。
- (2) 修士課程の学位基準に基づき、学位論文あるいは修了課題研究を評価する。

● 臨床心理学コースの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

山形大学大学院社会文化創造研究科の教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)に沿って、臨床心理学コースでは、学生が体系的かつ主体的に学修できるように教育課程を編成し、これに従って教育を行います。

1) 教育課程の編成・実施等

- (1) 高度専門的職業人を育成するため、基盤教育科目、基礎専門科目及び高度専門科目から構成される、体系的なカリキュラムを編成する。
- (2) 高度な専門的知識や技能を涵養するため、高度専門科目として、分野共通科目に加え、臨床心理学コースに関する専門科目及び特別研究を配置する。

2) 教育方法

- (1) 講義、演習及び実習科目においては、対話を重視し、学生が主体的かつ実践的に学修できるよう工夫する。
- (2) 学位論文の指導においては、複数・異分野連携指導体制をとり、研究計画を策定した上で指導する。

3) 教育評価

- (1) 講義科目では、到達度を確認できる明確な成績評価基準に基づく評価を行う。
- (2) 修士課程の学位基準に基づき、学位論文を評価する。

● 芸術・スポーツ科学コースの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

山形大学大学院社会文化創造研究科の教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)に沿って、芸術・スポーツ科学コースでは、学生が体系的かつ主体的に学修できるように教育課程を編成し、これに従って教育を行います。

1) 教育課程の編成・実施等

- (1) 高度専門的職業人を育成するため、基盤教育科目、基礎専門科目及び高度専門科目から構成される、体系的なカリキュラムを編成する。
- (2) 高度な専門的知識や技能を涵養するため、高度専門科目として、分野共通科目に加え、芸術・スポーツ科学コースに関する専門科目及び特別研究を配置する。

2) 教育方法

- (1) 講義、演習及び実習科目においては、対話を重視し、学生が主体的かつ実践的に学修できるように工夫する。
- (2) 学位論文あるいは修了課題研究等の指導においては、複数・異分野連携指導体制をとり、研究計画を策定した上で指導する。

3) 教育評価

- (1) 講義科目では、到達度を確認できる明確な成績評価基準に基づく評価を行う。
- (2) 修士課程の学位基準に基づき、学位論文あるいは修了課題研究を評価する。

Ⅲ 学生の行動規範

- (1) 私たちは、大学の使命及び本学が掲げる基本理念を深く理解し、本学の構成員として学内規則を遵守するとともに、教職員等が行う教育、研究、医療及び社会貢献活動に協力します。
- (2) 私たちは、学生である前に社会の一員であるという意識を決して忘れることなく、法令や社会規範を遵守し、積極的に社会に関わって行動します。
- (3) 私たちは、一人ひとりの人権と人格を尊重し、差別、偏見及びハラスメントにつながる言動は行いません。
- (4) 私たちは、学生の本分は勉学であることを自覚して勉学に励み、自ら研鑽して豊かな人間性、高い倫理観、幅広い教養を身につけるとともに、高度で専門的な知識・技能を修得します。
- (5) 私たちは、知の共同体に集うものとして、これまで本学が継承・蓄積してきた知に対して敬意を払います。
- (6) 私たちは、研究活動の実施及び研究成果の発表においては、社会からの信頼と負託を受けていることを自覚し、常に正直・誠実に判断し、行動します。
- (7) 私たちは、有意義で悔いのない大学生活を送るため、学生の本分を守り、健全な学生生活を習慣としつつ、豊かな人間関係を築くように努めます。

(山形大学コンプライアンス指針より抜粋)

IV 履 修 方 法

1. 授業時限

本研究科の授業時限は第1時限から第10時限までとし、授業時間割は次のとおりとする。

授業時限	時間帯	校時
第1時限	8時50分～9時35分	1・2校時
2	9時35分～10時20分	
3	10時30分～11時15分	3・4校時
4	11時15分～12時00分	
5	13時00分～13時45分	5・6校時
6	13時45分～14時30分	
7	14時40分～15時25分	7・8校時
8	15時25分～16時10分	
9	16時20分～17時05分	9・10校時
10	17時05分～17時50分	

2. 研究指導教員

学生は、所属するコース・教育プログラムにおいて、主指導教員と副指導教員の指導のもとに、履修基準に定める単位を修得するものとする。

本研究科における研究指導については、3名の教員（主指導教員1名、副指導教員2名）による指導体制をとる。学生の希望する研究テーマや計画に基づいて所属するコース内で調整・協議を行い、主指導教員1名を決定する。その後、主指導教員を中心に副指導教員2名を決定するものとし、分野連携によって複数の指導教員で指導にあたる制度を取り入れている。

- 主指導教員・・・学生の研究テーマに最も相応しい研究教育分野に属する教員
- 副指導教員・・・主指導教員と同じ、又は専門的関連性の強い研究教育分野の教員1名
学際的な指導を行うため、当該学生の所属する教育プログラム以外の教育プログラム又はコースを担当する教員（臨床心理学コースに所属する学生の場合は、臨床心理学コース以外の教員）1名

3. 履修基準及び履修方法

各コースにおける修了要件及び履修方法は、次のとおりとする。

標準修学年数2年以上在籍し、計30単位以上（臨床心理学コースにおいては39単位以上）を修得の上、必要な研究指導を受け、学位論文又は特定課題研究報告書の審査及び最終試験に合格するものとする。

履修する授業科目の決定においては、指導教員の指導のもとに、将来の専門分野や履修モデルを参考にしながら、履修方法の定めに従って決定し届け出る。

(1) 社会文化システムコース

教育プログラム	教育研究分野	必修科目			選択必修科目			合計
		基盤教育科目	研究科共通科目	高度専門科目	基礎専門科目	高度専門科目		
				専門科目		専門科目	特別研究	
文化システムプログラム	言語・文化学	2単位	2単位		2単位	16単位	8単位	30単位
	日本学							
	人間科学・思想文化学							
	歴史文化学							
	グローバル文化学							
考古人類学プログラム								
社会システムプログラム	公共システム							
	企業システム							
	国際システム							

文化システムプログラムは教育研究分野「言語・文化学」「日本学」「人間科学・思想文化学」「歴史文化学」「グローバル文化学」のうちいずれか一つ（指導教員の教育研究分野）を「主とする教育研究分野」とし、社会システムプログラムは教育研究分野「公共システム」「企業システム」「国際システム」のうちいずれか一つ（指導教員の教育研究分野）を「主とする教育研究分野」とする。

【文化システムプログラム】

- ・基盤教育科目 「地域創生・次世代形成・多文化共生論」（必修） 2単位
- ・研究科共通科目 「社会文化創造論Ⅰ」（必修） 1単位
- 「社会文化創造論Ⅱ」（必修） 1単位
- ・基礎専門科目 全学共通科目から選択（選択必修） 2単位
- ・専門科目
 - 主とする教育研究分野で開講される特論（選択必修） 2単位
 - 主とする教育研究分野で開講される特別演習（選択必修） 2単位
 - 所属教育プログラムで開講される科目から選択（選択必修） 4単位
 - 所属コースで開講される科目から選択（選択必修） 4単位

本研究科で開講される科目から選択(基礎専門科目を含む)(選択必修) 4単位

・特別研究

特別研究Ⅰ(所属教育プログラムで指導教員が担当する1科目選択)(選択必修) 4単位

特別研究Ⅱ(所属教育プログラムで指導教員が担当する1科目選択)(選択必修) 4単位

【考古人類学プログラム】

・基盤教育科目 「地域創生・次世代形成・多文化共生論」(必修) 2単位

・研究科共通科目 「社会文化創造論Ⅰ」(必修) 1単位

「社会文化創造論Ⅱ」(必修) 1単位

・基礎専門科目 全学共通科目から選択(選択必修) 2単位

・専門科目

所属教育プログラムで開講される特論(選択必修) 4単位

所属教育プログラムで開講される特別演習(選択必修) 4単位

所属コースで開講される科目から選択(選択必修) 4単位

本研究科で開講される科目から選択(基礎専門科目を含む)(選択必修) 4単位

・特別研究

特別研究Ⅰ(所属教育プログラムから選択)(選択必修) 4単位

特別研究Ⅱ(所属教育プログラムから選択)(選択必修) 4単位

【社会システムプログラム】

・基盤教育科目 「地域創生・次世代形成・多文化共生論」(必修) 2単位

・研究科共通科目 「社会文化創造論Ⅰ」(必修) 1単位

「社会文化創造論Ⅱ」(必修) 1単位

・基礎専門科目 全学共通科目から選択(選択必修) 2単位

・専門科目

主とする教育研究分野で開講される特論(選択必修) 2単位

主とする教育研究分野で開講される特別演習(選択必修) 2単位

所属教育プログラムで開講される科目から選択(選択必修) 4単位

所属コースで開講される科目から選択(選択必修) 4単位

本研究科で開講される科目から選択(基礎専門科目を含む)(選択必修) 4単位

・特別研究

特別研究Ⅰ(所属教育プログラムで指導教員が担当する1科目選択)(選択必修) 4単位

特別研究Ⅱ(所属教育プログラムで指導教員が担当する1科目選択)(選択必修) 4単位

● 大学院早期学修プログラムについて

山形大学人文社会科学部(以下「学部」という。)4年次に科目等履修生として大学院社会文化創造研究科の授業を早期に履修し、同研究科入学(推薦入試合格者)後は最短1年で修士課程の修了を可能とするプログラム。

①最短1年で修士課程の修了を可能とする要件（概要）

【研究科1年次の2月末までに次のすべてに該当する者】

- ・学部4年次在学中に科目等履修生として1年間在学した者
- ・科目等履修生として最低必要単位数8単位以上（特別研究Ⅰ（前期・後期）4単位、基盤教育科目2単位及び研究科共通科目2単位を含む）を修得した者
- ・学部4年次に本研究科推薦入試を受験の上、合格し入学した者
- ・大学院社会文化創造研究科履修規程別表2に従って30単位以上修得し、かつ優れた研究業績をあげて、学位論文審査及び最終試験に合格した者

②科目等履修生について

【入学資格】（以下のすべてに該当する者）

- ・学部3年次の3月末日時点で学部3年間在学している者
- ・学部3年次終了時点で修得単位が110単位以上かつGPAが3.0以上の者

※入学資格の有無については、別途指定する期間に人文社会科学部担当で確認することができる。（3年次後期までの成績については開示しない。）

【履修科目】

指導教員と十分に相談の上、履修科目を決定すること。1年間で最低必要単位数8単位以上（特別研究Ⅰ（前期・後期）4単位、基盤教育科目2単位及び研究科共通科目2単位を含む）が必要。

【審査】

原則として書面審査により選考を行う。ただし、必要に応じて面談を行うことがある。

③プログラムの申し込みについて

本プログラムの申し込みを希望する場合は、学部3年次の指定する期日までに人文社会科学部担当へ申し出ること。

④その他

出願等にあたっては、指導教員や保証人とよく相談の上、申請するものとし、不明な点がある場合には、人文社会科学部担当までお問い合わせください。

● 入学前の既修得単位の認定について

社会文化システムコースの学生は、入学前の本大学院の各研究科、他の大学院及び外国の大学院で修得した単位並びに科目等履修生として修得した単位につき、15単位を限度に特別研究以外の科目として認定を受けることができます。

単位の認定は、「入学前の既修得単位の認定に関する申し合わせ」に基づき行われます。単位認定の申請は入学した年度の4月1日から入学式の日までに行ってください。

(2) 臨床心理学コース

必修科目				選択科目						合計
基盤教育科目	研究科 共通科目	高度専門科目		基礎専門科目	高度専門科目					
		臨床心理学 に関する必修科目	課題研究		A群	B群	C群	D群	E群	
2単位	2単位	19単位	4単位	2単位	2単位	2単位	2単位	2単位	2単位	39単位

- ・基盤教育科目 「地域創生・次世代形成・多文化共生論」(必修) 2単位
- ・研究科共通科目 「社会文化創造論Ⅰ」(必修) 1単位
- 「社会文化創造論Ⅱ」(必修) 1単位
- ・臨床心理学に関する必修科目 19単位
- ・課題研究 課題研究Ⅰ(必修) 2単位
- 課題研究Ⅱ(必修) 2単位
- ・基礎専門科目 全学共通科目から選択 2単位
- ・専門科目 A・B・C・D・E群(それぞれ1科目選択) 10単位

(3) 芸術・スポーツ科学コース

教育プログラム	教育研究分野	必修科目			選択必修科目			合計
		基盤教育科目	研究科共通科目	高度専門科目	基礎専門科目	高度専門科目		
				専門科目		専門科目	特別研究	
スポーツ科学プログラム		2 単位	2 単位	2 単位	2 単位	14単位	8 単位	30単位
音楽芸術プログラム				6 単位		10単位		
造形芸術プログラム				2 単位		14単位		

【スポーツ科学プログラム】

- ・基盤教育科目 「地域創生・次世代形成・多文化共生論」(必修) 2単位
- ・研究科共通科目 「社会文化創造論Ⅰ」(必修) 1単位
- 「社会文化創造論Ⅱ」(必修) 1単位
- ・基礎専門科目 全学共通科目から選択(選択必修) 2単位
- ・専門科目 「文化コーディネート実習(スポーツ)」(必修) 2単位
- 所属教育プログラムで開講される科目から選択(選択必修) 10単位

本研究科で開講される科目から選択(基礎専門科目を含む) (選択必修)	4 単位
・ 特別研究	
特別研究Ⅰ(所属教育プログラムから選択) (選択必修)	4 単位
特別研究Ⅱ(所属教育プログラムから選択) (選択必修)	4 単位
【音楽芸術プログラム】	
・ 基盤教育科目 「地域創生・次世代形成・多文化共生論」(必修)	2 単位
・ 研究科共通科目 「社会文化創造論Ⅰ」(必修)	1 単位
「社会文化創造論Ⅱ」(必修)	1 単位
・ 基礎専門科目 全学共通科目から選択 (選択必修)	2 単位
・ 専門科目	
「文化コーディネート実習(音楽)」(必修)	2 単位
「地域音楽活動実践特論」(必修)	2 単位
「地域音楽活動実践特別演習」(必修)	2 単位
所属教育プログラムで開講される科目から選択 (選択必修)	6 単位
本研究科で開講される科目から選択(基礎専門科目を含む) (選択必修)	4 単位
・ 特別研究	
特別研究Ⅰ(所属教育プログラムから選択) (選択必修)	4 単位
特別研究Ⅱ(所属教育プログラムから選択) (選択必修)	4 単位
【造形芸術プログラム】	
・ 基盤教育科目 「地域創生・次世代形成・多文化共生論」(必修)	2 単位
・ 研究科共通科目 「社会文化創造論Ⅰ」(必修)	1 単位
「社会文化創造論Ⅱ」(必修)	1 単位
・ 基礎専門科目 全学共通科目から選択 (選択必修)	2 単位
・ 専門科目	
「文化コーディネート実習(造形)」(必修)	2 単位
所属教育プログラムで開講される科目から選択 (選択必修)	10 単位
本研究科で開講される科目から選択(基礎専門科目を含む) (選択必修)	4 単位
・ 特別研究	
特別研究Ⅰ(所属教育プログラムから選択) (選択必修)	4 単位
特別研究Ⅱ(所属教育プログラムから選択) (選択必修)	4 単位

4. 履修手続き

(1) 履修登録

- ① 学生は、開講授業科目及び単位数、授業科目の概要、時間割表により、指導教員の指導のもとで、1年分の履修科目を決定し、所定の期日までに履修登録手続きを行うこと。
- ② 年度途中において新規に開講される授業科目については、期間を定めて履修登録を認める。
- ③ 同一時限の重複登録は認めない。
- ④ 同一授業科目を重ねて履修（重複履修）することはできない。
- ⑤ 1年次配当科目は、2年次に履修することもできる。
- ⑥ 履修登録のない授業科目は、単位を与えない。
- ⑦ 授業科目名に「Ⅰ・Ⅱ…」の表示があるものは、Ⅰから順序よく履修すること。

(2) 定期試験等

- ① 受験資格は、履修登録した授業科目について開講時数の2／3以上の出席した学生に与えられる。
- ② 試験は、各授業科目の担当教員が受験有資格者に対して行う。
- ③ 試験の実施期間は、別に定める。
- ④ 追試験は原則として行わない。ただし、やむを得ない事情（試験当日の不時の災害、病気、二親等以内の親族の死亡、その他）のため受験できなかった者については、願い出により追試験を実施することがある。
- ⑤ 次の「試験における注意事項」を遵守する。
 - ・ 受験の際、学生証は必ず机上的に見やすいところに置くこと。万一学生証を忘れた場合は、当該試験の監督教員に申し出ること。
 - ・ 試験中、不正行為があったと認められる者、又は監督教員の指示に従わない者には、退場を命ずる。
 - ・ 不正行為があったと認められた場合は、山形大学学部規則第65条の定めるところにより懲戒する。
- ⑥ 中間試験又は期末試験における不正行為により、停学処分を受けた学生の教務上の措置は、不正行為を行った科目は不合格（0点・不可）とし、それ以外の当該学期の履修登録科目は、すべて履修取消とする。

(3) 学部授業の履修

- ① 研究科委員会が定めるところにより、指導教員が特に必要と認めたときは、履修するコースごとに以下学部で開講する授業科目を受講することができる。ただし、学部で修得した単位は、課程修了の単位とはならない。
- ② 以下学部で開講する授業科目を履修（単位の修得）する場合は、指導教員の下承を得た上で、別途「科目等履修生」の手続きを期日までに行う。

●社会文化システムコース… 人文社会科学部

●臨床心理学コース、芸術・スポーツ科学コース…地域教育文化学部

5. 開講授業科目

開講する授業科目は、山形大学大学院社会文化創造研究科履修規程（以下「履修規程」という。）別表1「開設授業科目及び単位数」のとおりとする。

6. 単位の計算基準及び単位認定

（1）本研究科における単位の計算基準は、学部規則第31条による。

（2）単位認定

- ① 成績の評価は、原則として、当該授業の終了する学期末に行う。
- ② 授業科目の履修単位は、試験または報告書等により認定する。成績の評価は、S（秀）・A（優）・B（良）・C（可）・F（不可）の評語で表し、S・A・B・Cを合格、Fを不合格とし、配点基準や区分は次のとおりとする。

評価点	成績区分	評価基準
100～90点	S	到達目標を達成し、きわめて優秀な成績をおさめている。
89～80点	A	到達目標を達成し、優秀な成績をおさめている。
79～70点	B	到達目標を達成している。
69～60点	C	到達目標を最低限達成している。
59～0点	F	到達目標を達成していない。

（3）単位の認定は、試験又は報告書及び論文による授業担当教員の審査に基づき、研究科委員会が行う。

（4）成績評価に関して、疑義が生じた場合の問い合わせは、原則、該当する授業科目の成績が発表された日を含む3日以内（土・日曜日及び祝日を除く）に、「成績評価照会票」（様式は山形大学ホームページの「学生生活」タブ内の「授業について」の該当リンクからダウンロードできます。）に必要事項を記入のうえ、履修するコースごとに以下の窓口へ提出すること。

●社会文化システムコース…人文社会科学部担当

●臨床心理学コース、芸術・スポーツ科学コース…地域教育文化学部担当

7. 修業年限

修業年限は2年とする。在学期間は4年を超えることができない。

※社会文化システムコースにおいては、早期学修プログラムの課程を修了した者は1年とする。

8. 学位論文又は特定の課題についての研究成果の提出

（1）学位授与

本研究科に2年以上在学し、各コースで定めた所定の単位を修得し、学位論文又は特定の課題についての研究成果を提出し、その審査及び最終試験に合格した者には、それぞれ以下の修士の学位を授与する。

●社会文化システムコース…修士（文学）、修士（政策科学）

●臨床心理学コース…修士（臨床心理学）

●芸術・スポーツ科学コース…修士（学術）

(2) 提出の手続き

① 学位論文又は特定の課題についての研究成果題目届

学位論文又は特定の課題についての研究成果の題目を決定し、「山形大学大学院社会文化創造研究科学位論文の審査及び最終試験の実施に関する内規」（以下「内規」という。）の別紙様式1[学位論文又は特定の課題についての研究成果題目届]に記入の上、指導教員の承認を得て、学位論文提出年度の日本時間5月末日正午までに研究科委員会に届け出なければならない。その際、学位論文又は特定の課題についての研究成果を執筆する言語（以下「論文の言語」という。）による題目とともに、他の言語（論文の言語が日本語以外の場合は日本語）による題目も記入すること。なお、学位論文又は特定の課題についての研究成果の題目を変更する場合は、内規の別紙様式2[学位論文又は特定の課題についての研究成果題目変更届]に記入の上、指導教員の承認を得て、日本時間10月末日（9月修了予定者については、6月末日）正午までに人文社会科学部担当又は地域教育文化学部担当に届け出なければならない。提出締切日が休業日の場合には、その直前の平日正午を提出期限とする。

② 学位論文又は特定の課題についての研究成果の提出期日

学位論文又は特定の課題についての研究成果は、修了見込年度の日本時間1月20日（9月修了予定者については、7月末日）正午までに人文社会科学部担当又は地域教育文化学部担当に提出しなければならない。提出締切日が休業日の場合には、その直前の平日正午を提出期限とする。

③ 特定の課題についての研究成果の審査

社会文化システムコースの社会人学生及び芸術・スポーツ科学コースの学生の中で指導教員の許可を得た者については、学位論文の提出に代えて、学位論文に相当する研究報告又は制作した作品等（特定の課題についての研究成果と称する）を提出することにより、学位論文と同様の審査及び最終試験を受けることができる。

特定の課題についての研究成果は以下のとおりである。

コース・プログラム名		研究成果
社会文化システムコース		これまでの社会人としてのキャリアを踏まえた実践的な研究（翻訳、文芸作品、判例評釈、実務に関する調査研究・事例研究等）
芸術・スポーツ科学コース		
	音楽芸術プログラム	修了演奏
	造形芸術プログラム	修了制作

(3) 学位論文作成要領

学位論文は、各コース・教育プログラムに関する主題で文化的・精神的に豊かな地域の再生・発展に貢献できる内容を有する学術論文とする。

① 体裁

A4用紙横綴じとする。

② 表紙

題目・氏名・入学年度・学生番号・コース・プログラム・指導教員を明記する。

③ 提出部数

1部（大学保管用）

④ 学位論文要旨

・様式は、内規の別紙様式5[学位論文又は特定の課題についての研究成果要旨]のとおりとし、横綴じとする。

- ・記載内容は和文で、原則として1,000字程度とする。
- ・1部（大学保管用）を提出する。

（4）特定の課題についての研究成果作成要領

芸術・スポーツ科学コースの音楽芸術プログラムにおいては修了演奏，造形芸術プログラムにおいては修了制作などの特定課題研究に基づき，特定の課題についての研究成果を作成し，提出するものとする。なお，特定の課題についての研究成果には，次に掲げる項目を記載するものとする。

- ① 音楽芸術プログラム：修了演奏の概要，演奏や作品のコンセプト，今後の活動に対する取り組みに関すること，並びにその他特定課題研究審査の参考となる事項。
- ② 造形芸術プログラム：修了制作の概要，作品のコンセプト，今後の活動に対する取り組みに関すること，並びにその他特定課題研究審査の参考となる事項。
- ③ 音楽芸術プログラムでは修了演奏会，造形芸術プログラムでは修了制作展を開催し，社会に広く公表する。
- ④ 特定の課題についての研究成果の詳細について，別表のとおりとする。

別表

【音楽芸術プログラム】 音楽芸術プログラムにおいては，修了演奏と，それに基づく特定の課題についての研究成果について総合的に審査を行う。 ◇演奏（声楽） ・下記の3つの区分の中から任意に選択し，30分程度の演奏をする。なお複数の区分に渡って選択しても良い。 ①オペラ作品の独唱曲（コンサートアリアを含む） ②宗教的独唱曲（オラトリオ，ミサ曲，カンタータなど） ③歌曲（日本歌曲，イタリア歌曲，ドイツ歌曲，フランス歌曲，ロシア歌曲など） ・プログラムノートを作成し，提出すること。 ◇演奏（器楽） ・下記の3つの区分の中から任意に選択し，30分程度の演奏をする。なお複数の区分に渡って選択しても良い。 ①室内楽作品 ②協奏曲全楽章またはソナタ全楽章 ③ソナタ全楽章に準ずる作品や連作等 ・プログラムノートを作成し，提出すること。 ◇作品（作曲） ・下記の編成の中から任意に選択し，4曲以上の作品を創作する。ただし，大規模な楽曲を創作した場合等の作品数はこの限りではない。 【管弦楽曲，吹奏楽曲，室内楽曲，オペラ（オペレッタ），合唱曲，歌曲，独奏曲】 ・創作した作品のうち1曲以上を修了演奏会において発表する（30分程度以内）。 ・プログラムノートを作成し，提出すること。	【造形芸術プログラム】 造形芸術プログラムにおいては，修了制作と，それに基づく特定の課題についての研究成果について総合的に審査を行う。修了制作については，学部の卒業作品に比べ，作品の質を上回るものとする。修了制作及び特定の課題についての研究成果については，以下の評価項目により審査を行う。 「特定の課題についての研究成果」 ・制作の動機及び制作意図（コンセプト） ・制作分野の現況に関する調査及び分析 ・制作における材料及び技法の解説 ・制作の成果と今後の展開（将来展望） 修了制作の例 ・平面・立体作品においては，制作サイズや素材については特に限定せず，作品2点以上 ・上記に該当しない作品表現については，これ相応に準ずること。
--	--

9. 学位論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験

- (1) 学位論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験の実施は、「山形大学大学院社会文化創造研究科学位論文の審査及び最終試験の実施に関する内規」（以下「内規」という。）に基づき、2月末日（9月修了予定者については、8月末日）までに、実施する。
- (2) 最終試験は学位論文の主査1名及び副査2名が、当該学位論文を中心として、これに関連する事項について口頭又は筆答により行う。
- (3) 成績の評価は、合格又は不合格とする。
- (4) 審査基準は、それぞれのコースにおいて以下のとおりとする。

■ 審査基準

I 社会文化システム文化コース

学位論文の審査は、審査過程において、下記の①から④までのすべての審査基準を満たしていると判断されたものを合格とする。

- ① 内規に原則として沿っており、学術論文として適切な形式を踏まえていること。
- ② 文化現象や社会現象の今日的な課題に取り組み、社会に貢献する意義が明確であること。
- ③ 新しい知見が得られていること。
- ④ 論文及び特定の課題についての研究成果の内容の構成及び評価については、以下のとおりとする。

● 論文

- 1) 論文の題名が適切であること。
- 2) 研究背景が論理的に記述され、研究目的が明確であること。
- 3) 目的に沿った研究方法であること。
- 4) 分析方法が妥当であること。
- 5) 結果及び考察の導き方が妥当であること。
- 6) 目的に沿った結論がだされていること。
- 7) 文献が適切に用いられていること。
- 8) 図表・資料が適切に表示されていること。
- 9) 要旨については所定の形式を踏まえていること。

● 特定の課題についての研究成果

審査基準は学位論文の審査基準に則る。社会人としてのキャリアが選択した課題に反映されているか、社会や文化の課題について分析や解決先が示されているかも審査対象とする。

II 臨床心理学コース

学位論文の審査は、審査過程において、下記の①から④までのすべての審査基準を満たしていると判断されたものを合格とする。

- ① 内規に原則として沿っており、学術論文として適切な形式を踏まえていること。
- ② 臨床心理学分野における今日的な課題に取り組み、文化の発展や社会に貢献する意義が明確であること。
- ③ 新しい知見や創造的な成果が得られていること。
- ④ 論文の内容の構成及び評価については、以下のとおりとする。

● 論文：臨床心理学コース

- 1) 論文の題名が学位論文として適切であること。
- 2) 研究の背景が論理的に記述され、研究目的が明確であること。
- 3) 研究目的に沿った研究方法をとり、結果及び考察の導き方が適切であること。
- 4) 論文全体が、目的から結論に至るまで適切な論理構成となっていること。
- 5) 文献が適切に用いられていること。
- 6) 図表、資料が適切に表示されていること。
- 7) 要旨については所定の形式を踏まえていること。

III 芸術・スポーツ科学コース

学位論文の審査は、審査過程において、下記の①から④までのすべての審査基準を満たしていると判断されたものを合格とする。

- ① 内規に原則として沿っており、学術論文又は特定の課題についての研究成果として適切な形式を踏まえていること。
- ② 芸術・芸術文化振興、又は体育・スポーツ科学やスポーツ文化振興の今日的な課題に取り組み、文化の発展や社会に貢献する意義が明確であること。
- ③ 新しい知見や創造的な成果が得られていること。
- ④ 論文及び特定の課題についての研究成果の内容の構成及び評価については、以下のとおりとする。

● 論文：音楽芸術プログラム、造形芸術プログラム、スポーツ科学プログラム

- 1) 論文の題名が学位論文として適切であること。
- 2) 研究の背景が論理的に記述され、研究目的が明確であること。
- 3) 研究目的に沿った研究方法をとり、結果及び考察の導き方が適切であること。
- 4) 論文全体が、目的から結論に至るまで適切な論理構成となっていること。
- 5) 文献が適切に用いられていること。
- 6) 図表、資料が適切に表示されていること。
- 7) 要旨については所定の形式を踏まえていること。

● 特定の課題についての研究成果：音楽芸術プログラム

- 1) 領域ごとの研究内容及び評価
 - i) 音楽学、音楽教育領域においては、論文を基準とする。評価については、研究の内容によっては論文と演奏を組み合わせてもよい。その場合、双方の研究成果を基に総合的に評価する。
 - ii) 声楽、器楽領域においては、16頁の「特定の課題についての研究成果作成要領」別表に沿ってプログラミングを行い、演奏全体について芸術性と音楽性を評価する。
 - iii) 作曲領域においては、16頁の「特定の課題についての研究成果作成要領」別表に沿ってプログラミングを行い、作品及びその演奏について芸術性と音楽性を評価する。
- 2) 研究成果については、所定の形式を踏まえた要旨を作成し提出すること。

● 特定の課題についての研究成果：造形芸術プログラム
造形領域の制作や活動において

- 1) 動機及び意図（コンセプト）が明確であること。
- 2) 対象領域の現況に関する調査及び分析を踏まえた内容であること。
- 3) 材料や技法，方法の選択や運用が適切であること。
- 4) 今後の展開や発展を期待し得るものであること。
- 5) 要旨については所定の形式を踏まえていること。

なお，研究の内容によっては制作・活動と論文を組み合わせてもよい。その場合，双方の研究成果を基に総合的に評価する。

学位審査に係る相談・通報窓口について

山形大学では，本学が授与する学位の審査における透明性及び客観性を確保するため「学位審査に係る相談・通報窓口」を設置しています。学位の審査や取得に関して疑義が生じた場合は，エンロールメント・マネジメント部教務課にご相談ください。

（電話：0 2 3-6 2 8-4 8 4 1，メールアドレス：yu-kyoiku@jm.kj.yamagata-u.ac.jp）

相談された方が，そのことを理由に不利益な取扱いを受けることはありませんので，ご安心ください。

10. 社会人のための教育方法の特例措置

本研究科では，社会人の受入れに当たり，教育・研究上，特に必要と認められる場合は，大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を適用し，身分を保有したまま，次の方法で履修できるものとする。

① 修業年限

標準修業年限は2年とし，全期間に14条特例を適用する。ただし，長期履修を希望する者で研究科長が許可した場合には，4年を限度として一定の期間にわたり教育課程を履修できるものとする。

② 履修方法及び研究指導の方法

入学後一般学生と同様に，軸足性と学際性を踏まえた研究指導を担保するため，3名の教員（主指導教員1名，副指導教員2名）による指導体制をとる。詳細は，7頁（2.研究指導教員）記載のとおりとする。

大学院設置基準の第14条適用により受講しようとする学生は，指導教員と十分な相談の上，履修計画を作成し，各年度始めに研究科長に申請する。

研究指導は，入学志願時に提出された研究計画を指導教員の指導により再検討した上で，学生の条件を考慮し受講時間帯以外の夜間，休日（夏季・冬期休業期間を含む）に行う。

③ 授業の実施方法

特例措置の授業時間（18時00分～21時00分まで）を設け，特別の必要があると認める場合，学生の休業日に授業又は研究指導を行う。教育方法の特例による履修については，学生の希望に基づき，各年度始めに研究指導教員が相談に応じて承認の上で，授業担当教員の許可を得て実施するものとする。通常の時間帯の9・10校時以降に，2時限の夜間開講時間を設け，学生からの受講申請のあった科目を開講する。

V 教育職員免許状の取得（専修免許状）

中学校教諭又は高等学校教諭の一種免許状に係る所要資格を満たしている者については、さらに本研究科本課程において修得する所定の単位を加えることで、専修免許状を取得することができる。

1. 取得できる免許状の種類

コース名	免許状の種類	免許教科
社会文化システム コース	中学校教諭専修免許状	国語，社会，英語
	高等学校教諭専修免許状	国語，地理歴史，公民，英語
芸術・スポーツ科学 コース	中学校教諭専修免許状	音楽，美術，保健体育
	高等学校教諭専修免許状	音楽，美術，保健体育

2. 免許状を得るための資格及び修得単位数

免許状の種類	基礎資格	最低修得単位数（教科に関する科目）
中学校教諭 専修免許状 ----- 高等学校教諭 専修免許状	修士の学位及び当該一 種免許状を有している こと	24

3. 教科に関する科目の履修

山形大学大学院社会文化創造研究科履修規程別表1の「教育職員免許状にかかる教科」により、取得希望免許状の教科に合わせて、それぞれ24単位以上を修得する。分類の略称は、

国：国語（中学・高校とも），社：社会，地：地理歴史，

公：公民，英：英語（中学・高校とも），音：音楽（中学・高校とも）

美：美術（中学・高校とも），保体：保健体育（中学・高校とも）

を表す。

4. 申請方法

修了年次の11～12月上旬にかけて、免許資格担当にて一括申請の手続きを行うこと。

VI 関係規則

1. 山形大学大学院規則

(昭和39年4月1日)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人山形大学及び山形大学基本組織規則第25条第3項の規定に基づき、山形大学大学院(以下「本大学院」という。)における教育の実施について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第1条の2 本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 各研究科の目的、課程・専攻、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	目的	課程・専攻	入学定員	収容定員
社会文化創造研究科	人文科学、社会科学、臨床心理学及び芸術・スポーツ科学を核にしながら、人間社会を「社会」と「文化」の関係から捉え直し、地域的な展開を新たに創造・実践できる人材を養成することを目的とする。	修士課程 社会文化創造専攻 計	24 24	48 48
医学系研究科	高度な技能と研究能力を併せ持つ臨床専門領域の指導者並びに臨床医学の素養を有する医学系研究者を養成するとともに、医療水準の向上に関わる最先端の医学情報を発信する卓越した教育研究拠点を形成することを目的とする。	博士課程 医学専攻 博士前期課程 看護学専攻 先進的医科学専攻 博士後期課程 看護学専攻 先進的医科学専攻 計	26 10 6 3 4 49	104 20 12 9 12 157
理工学研究科	種々の分野で先端科学技術を将来にわたり維持し発展させるために、広範な基礎学力に基づいた高度の専門知識と能力を備えた、柔軟で独創性豊かな科学者及び技術者の養成を目的とする。	博士前期課程 理学専攻 化学・バイオ工学専攻 情報・エレクトロニクス専攻 機械システム工学専攻 建築・デザイン・マネジメント専攻 小計 博士後期課程 地球共生圏科学専攻 先進工学専攻 小計 計	53 67 62 63 12 257 5 16 21 278	106 134 124 126 24 514 15 48 63 577
有機材料システム研究科	有機材料を最大限に活用した新たな付加価値を持つシステムである有機材料システムは、人と人、人とモノを有機的につなげ、アンビエントな社会を実現するための社会基盤技術として期待が高まっている分野であり、当該技術を社会(地域)実装するためのエンジンとなる人材の養成を目的とする。	博士前期課程 有機材料システム専攻 博士後期課程 有機材料システム専攻 計	98 10 108	196 30 226

農学研究科	学術研究の高度化と優れた研究者の養成、高度専門職業人の養成と社会人の再教育及び教育研究を通じた国際交流の推進を目標として、幅広い知識とともに深い専門性を身につけ、創造力を豊かに発揮できる高度な知的能力を持った人材の養成を目的とする。	修士課程 農学専攻 計	38 38	76 76
教育実践研究科	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「小学校等」という。)の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とする。	専門職学位課程 教職実践専攻 計	20 20	40 40
合 計			517	1,124

備考 博士課程(医学系研究科医学専攻を除く。)は、これを前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱う。

第2章 標準修業年限

(標準修業年限)

第2条 修士課程及び専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。

2 医学系研究科看護学専攻及び先進的医科学専攻、理工学研究科並びに有機材料システム研究科の博士課程の標準修業年限は、5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

3 医学系研究科医学専攻博士課程の標準修業年限は、4年とする。

4 在学期間は、標準修業年限の2倍の年数を超えることができない。

(在学期間の短縮)

第2条の2 第15条の規定により入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により博士課程及び博士前期課程又は博士課程(医学系研究科医学専攻に限る。以下同じ。)の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程及び博士前期課程又は博士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(長期履修学生)

第3条 学生が、職業を有している等の事情により前条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する場合は、研究科長が許可する。

2 長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 入学、進学、休学、退学等

(入学等)

第4条 入学、進学、休学、退学等は、国立大学法人山形大学及び山形大学基本組織規則第26条に規定する研究科委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴いた上で、学長が許可する。

(入学の時期)

第5条 入学の時期は、毎年4月とする。

2 学年の途中においても、学期の区分に従い、入学させることがある。

(修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程の入学資格)

第6条 修士課程及び博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条第1項に定める大学(以下「大学」という。)を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価をうけたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
 - (9) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
 - (10) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
 - (11) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
 - (12) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 専門職学位課程に入学することのできる者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める免許状を有し、かつ、前項各号のいずれかに該当する者とする。

(博士後期課程の入学資格)

第7条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、第19条第3項に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- (8) 研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
（医学系研究科医学専攻博士課程の入学資格）

第8条 医学系研究科医学専攻博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学科、歯学科又は修業年限が6年の課程の薬学科若しくは獣医学科を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により医学、歯学、薬学又は獣医学を専攻分野とする学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における18年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価をうけたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（昭和30年文部省告示第39号）
- (8) 大学（医学、歯学又は修業年限が6年の課程の薬学若しくは獣医学を履修する課程に限る。）に4年以上在学し、又は外国において学校教育における16年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了し、研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

- (9) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了し、研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (10) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (11) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学の医学科、歯学科又は修業年限が6年の課程の薬学科若しくは獣医学科を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

（入学者選抜）

第9条 入学者については、別に定める入学者受入れの方針に基づき、選抜を行う。

2 入学者の選抜については、別に定めるところによる。

（博士後期課程への進学）

第9条の2 修士課程、博士前期課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き博士後期課程に進学を志願する者については、選考の上、進学を許可する。

2 第13条の2に規定する博士課程5年一貫教育プログラムを選択している者で、博士前期課程に2年以上在学し、引き続き博士後期課程に進学する者については、選考の上、進学を許可する。ただし、在学期間に関しては、当該研究科が定めた要件を満たした者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

（休学）

第10条 休学期間は通算して、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程にあつては2年を、博士後期課程にあつては3年を、医学系研究科医学専攻博士課程にあつては4年を超えることはできない。

（留学）

第11条 本大学院と協定を締結している外国の大学院又はこれに相当する教育研究機関に留学しようとする者は、願出しなければならない。

2 留学期間は、在学期間に算入する。

3 第1項に規定する外国の大学院又はこれに相当する教育研究機関との交流協定に基づく留学生の派遣に関する必要な事項は、別に定める。

第4章 教育方法等

（教育課程）

第11条の2 本大学院（専門職学位課程を除く。次項並びに第12条及び第12条の2において同じ。）

は、当該大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために、別に定める学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に基づき、必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、本大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

3 専門職学位課程は、その教育上の目的を達成するために、別に定める学位授与の方針及び教育

課程編成・実施の方針に基づき、専攻分野に応じ必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 4 専門職学位課程は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。

(教育方法)

第12条 本大学院における教育は、授業科目の授業及び研究指導により行う。

- 2 専門職学位課程における教育は、授業科目の授業により行う。この場合において、専門職学位課程は、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮するものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第12条の2 本大学院においては、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 本大学院においては、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するために、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。
- 3 専門職学位課程においては、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。
- 4 専門職学位課程においては、学修の成果に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(履修方法等)

第13条 各研究科における授業科目の内容及び単位数、履修方法等については、当該研究科において定める。

(博士課程5年一貫教育プログラム)

第13条の2 優秀な学生を高度な基盤力をもった博士リーダー人材へと導くため、博士前期課程から博士後期課程までの一貫した教育を行う特別な教育プログラムとして、博士課程5年一貫教育プログラムを履修させることができる。

- 2 博士課程5年一貫教育プログラムにおける授業科目の内容及び単位数、履修方法等については、教育推進機構大学院基盤教育部門において定める。

(成績の評価)

第13条の3 一の授業科目を履修し、成績の審査に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 前項の成績の評価は、試験、報告書、論文、平常の成績等によって行う。
- 3 各授業科目の成績は、100点を満点として次の評価点、成績区分及び評価基準をもって表し、S、A、B及びCを合格、Fを不合格とする。

評価点	成績区分	評価基準
100～90点	S	到達目標を達成し、きわめて優秀な成績をおさめている。
89～80点	A	到達目標を達成し、優秀な成績をおさめている。
79～70点	B	到達目標を達成している。
69～60点	C	到達目標を最低限達成している。
59～0点	F	到達目標を達成していない。

(他の大学院における履修等)

第14条 教育上有益と認めるとき、研究科長は、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、外国の大学院において授業科目を履修する場合に準用する。

3 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて15単位を超えないものとする。

4 前項の規定にかかわらず、専門職学位課程にあっては、第22条第1項に規定する修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第15条 教育上有益と認めるとき、研究科長は、学生が本大学院に入学する前に本大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転入学及び再入学の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、専門職学位課程にあっては、転入学及び再入学の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、前条の規定により本大学院において修得したものとみなす単位数及び第22条第2項の規定により免除する単位数と合わせて、第22条第1項に規定する修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

(他の大学院等における修得単位の取扱い)

第15条の2 本大学院において前2条により修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第16条 教育上有益と認めるとき、研究科長は、他の大学院又は研究所等とあらかじめ協議の上、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の研究指導を受けようとする者は、研究科長の許可を得なければならない。

3 第1項の規定による研究指導は、課程の修了の要件となる研究指導として認定することができる。

(教育方法の特例)

第17条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第5章 教育職員免許

(教育職員免許)

第18条 教育職員の免許状を受けようとするときは、教育職員免許法及び同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本大学院の研究科の専攻において、取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、別表のとおりとする。

第6章 課程修了の要件及び学位の授与

(修士課程及び博士前期課程の修了要件)

第19条 修士課程及び博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、研究科が当該課程の目的に応じ適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 博士前期課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前2項に規定する研究科の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、研究科が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期課程において修得すべきものについての審査

(博士後期課程の修了要件)

第20条 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、研究科が定める所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者については、前項ただし書中「1年」とあるのは「博士後期課程の標準修業年限3年から修士課程又は博士前期課程における在学期間を減じた期間」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(医学系研究科医学専攻博士課程の修了要件)

第21条 医学系研究科医学専攻博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(専門職学位課程の修了要件)

第22条 専門職学位課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、研究科が定める授業科目について、45単位以上を修得することとする。

2 前項の規定にかかわらず、専門職学位課程において、教育上有益と認めるときは、入学する前の小学校等の教員としての実務経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、前項に規定する修了要件単位数を免除することがある。

(学位の授与)

第23条 第19条から前条までの規定により課程修了の要件を満たした者に、当該研究科委員会の意見を聴いた上で、山形大学学位規程に定めるところにより、学位を与える。

2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第24条 本大学院の学生以外の者で、本大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修しようとする

る者があるときは、授業及び研究に妨げのない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第25条 本大学院において、専門事項について更に攻究しようとする者があるときは、授業及び研究の妨げのない限り、選考の上、研究生として入学を許可する。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第26条 本大学院との協定による他の大学院の学生で、本大学院の特定の授業科目を履修しようとする者があるときは、委員会の意見を聴いた上で、学長が特別聴講学生として許可する。

2 特別聴講学生については、山形大学（以下「本学」という。）の諸規則中、学生に関する規定を準用する。

3 第1項に規定する外国の大学院との交流協定に基づく留学生受入れに関する必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第27条 他の大学院の学生で、本大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、あらかじめ他大学院との協議の上、研究科長が特別研究学生として許可する。

2 特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第28条 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可する。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料等の額)

第29条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、国立大学法人山形大学における授業料その他の費用に関する規程の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、科目等履修生及び研究生については検定料、入学料及び授業料を、特別聴講学生及び特別研究学生については授業料を、協定の定めるところにより、徴収しないことができる。

第9章 岩手大学大学院連合農学研究科における教育研究の実施

(連合大学院)

第30条 岩手大学大学院に設置される連合農学研究科の教育研究の実施に当たっては、本学は、弘前大学及び岩手大学とともに協力するものとする。

2 前項の連合農学研究科に置かれる連合講座は、弘前大学農学生命科学研究科及び地域共創科学研究科並びに岩手大学総合科学研究科の教員とともに、山形大学学術研究院規程第8条第1項に基づく主担当教員として本学農学部配置された教員がこれを担当するものとする。

第10章 雑則

(学部規則の準用)

第31条 この規則に定められていない事項については、山形大学学部規則を準用する。この場合において、「学部教授会」とあるのは「研究科委員会」と、「学部長」とあるのは「研究科長」と読

み替えるものとする。

附 則(令和2年12月16日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 社会文化システム研究科修士課程（文化システム専攻，社会システム専攻），地域教育文化研究科修士課程（臨床心理学専攻，文化創造専攻），理工学研究科博士前期課程（物質化学工学専攻，バイオ化学工学専攻，応用生命システム工学専攻，情報科学専攻，電気電子工学専攻，ものづくり技術経営学専攻）及び農学研究科修士課程（生物生産学専攻，生物資源学専攻，生物環境学専攻）は，改正後の規則第1条の2第2項の規定にかかわらず，令和3年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。
- 3 前項の専攻において取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は，規則第18条第2項の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 4 規則第1条の2第2項の規定にかかわらず，令和3年度の社会文化創造研究科，社会文化システム研究科，地域教育文化研究科，理工学研究科及び農学研究科の各専攻の収容定員は，次のとおりとする。
(省略)

別表

研究科	専攻	免許状の種類	教科
社会文化創造研究科	社会文化創造専攻	中学校教諭専修免許状	国語，社会，英語，音楽，保健体育，美術
		高等学校教諭専修免許状	国語，地理歴史，公民，英語，音楽，保健体育，美術
理工学研究科	理学専攻	中学校教諭専修免許状	数学，理科
		高等学校教諭専修免許状	数学，理科
	化学・バイオ工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
	機械システム工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
教育実践研究科	教職実践専攻	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，英語
		高等学校教諭専修免許状	国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，保健体育，保健，工業，家庭，英語
		特別支援学校教諭専修免許状 (知的障害者に関する教育の領域) (肢体不自由者に関する教育の領域) (病弱者に関する教育の領域)	

2. 山形大学学位規程

(昭和54年4月21日全部改正)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。）第13条第1項、山形大学学部規則（以下「学部規則」という。）第39条第2項及び山形大学大学院規則（以下「大学院規則」という。）第23条第2項の規定に基づき、山形大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び教職修士（専門職）とする。

(専攻分野の名称)

第3条 学位に付記する専攻分野の名称は、別表のとおりとする。

(学位の名称)

第4条 本学の学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、「山形大学」と付記するものとする。

第2章 学士の学位授与

(学士の学位授与の要件)

第5条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第6条 学長は、学部規則第38条の規定に基づき、卒業を認定した者に所定の学位記を交付して学士の学位を授与する。

第3章 修士の学位授与

(修士の学位授与の要件)

第7条 修士の学位は、本学大学院修士課程又は博士前期課程（以下「修士課程」という。）を修了した者に授与する。

(修士に係る学位論文の提出)

第8条 修士の学位論文（大学院規則第19条第2項に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。）は、当該学位論文の提出者が所属する研究科の研究科長に提出するものとする。

2 前項の提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

3 審査のため必要があるときは、学位論文の提出者に対して当該論文の訳本、模型又は標本等の資料を提出させることができる。

(学位論文の返付)

第9条 前条の規定により受理した学位論文は、いかなる事情があっても返付しない。

第10条 削除

(審査委員)

第11条 研究科長は、第8条の規定による学位論文を受理したとき又は大学院規則第19条第3項に規定する試験及び審査（以下「特定審査」という。）を行うときは、学位論文内容又は特定審査に

関連する科目の教授の中から3人以上の審査委員を選出し、学位論文の審査及び最終試験又は特定審査を行うものとする。ただし、必要があるときは、山形大学学術研究院規程第8条第1項に基づく主担当教員として当該研究科に配置された教授以外の教員を審査委員に選ぶことができる。

2 研究科長は、学位論文の審査及び最終試験又は特定審査に当たって必要があるときは、山形大学学術研究院規程第8条第1項に基づく主担当教員として本学大学院の他の研究科に配置された教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

(最終試験)

第12条 修士の学位論文の提出者に課す最終試験は、学位論文の審査が終った後、当該学位論文を中心として、これに関連のある事項について口頭又は筆答により行う。

(特定審査)

第12条の2 特定審査は、博士前期課程において修得し、又は涵養すべき専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養について筆記等による試験を行うとともに、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力について研究報告の提出及び口頭試問等による審査を行うものとする。

(審査委員の報告)

第13条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験又は特定審査を終了したときは、直ちにその結果を文書をもって研究科長に報告しなければならない。

(研究科委員会の意見聴取)

第14条 研究科長は、大学院規則第19条の規定に基づき、修士の学位を授与すべきか否かについて、研究科委員会から意見を聴取するものとする。

(学長への報告)

第15条 研究科長は、前条の意見聴取の結果について、学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告に疑義があるときは、理由を付して研究科長に再審査を求めることができる。この場合において、当該研究科委員会は、再審査を行い、その結果を研究科長は遅滞なく学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第16条 学長は、前条の報告に基づき、学位を授与すべきか否かを決定し、学位を授与すべき者には、所定の学位記を交付して修士の学位を授与する。

第4章 博士の学位授与（第17条～第38条）

(省略)

第5章 教職修士(専門職)の学位授与（第39条～第42条）

(省略)

第6章 雑則

(学位授与の報告)

第43条 学長は、第26条及び第38条の規定により博士の学位を授与したときは、省令第12条の規定に基づき、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨等の公表)

第44条 本学は、博士の学位を授与したときは、省令第8条の規定に基づき、学位を授与した日から3月以内にその論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第45条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内にその学位論文の全文を公表しなければならない。ただし、学位の授与を受ける前に公表しているときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供しなければならない。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

4 第1項及び第2項の規定により公表する場合には、「山形大学審査学位論文」又は「山形大学審査学位論文要旨」と明記しなければならない。

(学位授与の取消)

第46条 本学において学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該教授会又は当該研究科委員会の意見を聴いた上で学位の授与を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(学位記等の様式)

第47条 学位記の様式は、別記様式2のとおりとする。

(その他)

第48条 この規程に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、当該学部長又は当該研究科長が学長の承認を得て定める。

附 則(令和2年12月16日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正後の山形大学学位規程の規定にかかわらず、令和3年3月31日に社会文化システム研究科修士課程（文化システム専攻、社会システム専攻）、地域教育文化研究科修士課程（臨床心理学専攻、文化創造専攻）、理工学研究科博士前期課程（物質化学工学専攻、バイオ化学工学専攻、応用生命システム工学専攻、情報科学専攻、電気電子工学専攻、ものづくり技術経営学専攻）及び農学研究科修士課程（生物生産学専攻、生物資源学専攻、生物環境学専攻）に在学する者の学位授与の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月18日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年12月21日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定にかかわらず、令和5年3月31日に理工学研究科博士後期課程（物質化学工学専攻、バイオ工学専攻、電子情報工学専攻、機械システム工学専攻、ものづくり技術経営学専攻）に在学する者の学位授与の取扱いについては、なお従前の例による。

別表

学士の学位

学 部	学 科	履修コース	学位の種類及び 専攻分野の名称
人文社会科学部	人文社会科学科	人間文化コース	学士(文学)
		グローバル・スタディーズコース	学士(学術)
		総合法律コース	学士(法学)
		地域公共政策コース	学士(政策科学)
		経済・マネジメントコース	学士(経済学)
地域教育文化学部	地域教育文化学科	児童教育コース	学士(教育学)
		文化創生コース	学士(学術)
理学部	理学科		学士(理学)
医学部	医学科		学士(医学)
	看護学科		学士(看護学)
工学部	高分子・有機材料工学科		学士(工学)
	化学・バイオ工学科		
	情報・エレクトロニクス学科		
	機械システム工学科		
	建築・デザイン学科		
	システム創成工学科		
農学部	食料生命環境学科		学士(農学)

修士の学位

研究科	専 攻	課 程	学位の種類及び 専攻分野の名称
社会文化創造研究科	社会文化創造専攻	修士課程	修士(文学)
			修士(政策科学)
			修士(臨床心理学)
			修士(学術)
医学系研究科	看護学専攻	博士前期課程	修士(看護学)
	先進的医科学専攻	博士前期課程	修士(医科学)
理工学研究科	理学専攻	博士前期課程	修士(理学)
	化学・バイオ工学専攻	博士前期課程	修士(工学)
	情報・エレクトロニクス専攻		
	機械システム工学専攻		
	建築・デザイン・マネジメント専攻		
有機材料システム研究科	有機材料システム専攻	博士前期課程	修士(工学)
農学研究科	農学専攻	修士課程	修士(農学)

博士の学位(課程による博士)

研究科	専攻	課程	学位の種類及び専攻分野の名称
医学系研究科	医学専攻	博士課程	博士(医学)
	看護学専攻	博士後期課程	博士(看護学)
	先進的医科学専攻	博士後期課程	博士(医科学)
理工学研究科	地球共生圏科学専攻	博士後期課程	博士(理学) 博士(工学) 博士(学術)
	先進工学専攻	博士後期課程	博士(工学)
有機材料システム研究科	有機材料システム専攻	博士後期課程	博士(工学)

博士の学位(論文審査等による博士)

研究科	学位の種類及び専攻分野の名称
医学系研究科	博士(医学)
	博士(看護学)
	博士(医科学)
理工学研究科	博士(理学)
	博士(工学)
	博士(学術)
有機材料システム研究科	博士(工学)

教職修士(専門職)の学位

研究科	専攻	課程	学位の種類及び専攻分野の名称
教育実践研究科	教職実践専攻	専門職学位課程	教職修士(専門職)

別記様式1 (第28条関係)

年 月 日 山形大学長 殿 本 籍 氏 名 学 位 申 請 書 貴学学位規程第28条第1項の規定により博士(〇〇)の学位を受けたいので、学位論文に下記の関係書類を添えて申請します。 記 1 論文目録 2 論文内容要旨 3 履歴書
--

別記様式2（第47条関係）

（第6条の規定により授与する学位記の様式）

〇〇第	号	学	位	記	氏	名
					年	月 日生
本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修め本学を卒業したので学士（〇〇）の学位を授与する						
年 月 日						
山 形 大 学（大学印）						

（第16条の規定により授与する学位記の様式）

〇修第	号	学	位	記	氏	名
					年	月 日生
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の修士課程を修了したので修士（〇〇）の学位を授与する						
年 月 日						
山 形 大 学（大学印）						

〇修第	号	学	位	記	氏	名
					年	月 日生
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士前期課程を修了したので修士（〇〇）の学位を授与する						
年 月 日						
山 形 大 学（大学印）						

(第26条の規定（博士課程5年一貫教育プログラムを除く。）により授与する学位記の様式)

○博甲第	号	学	位	記	氏	名
					年	月 日生
本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程を修了したので博士（○○）の学位を授与する。						
年 月 日						
山 形 大 学（大学印）						

(第26条の規定により博士課程5年一貫教育プログラムを修了した者に授与する学位記の様式)

○博甲第	号	学	位	記	氏	名
					年	月 日生
本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程を修了したので博士（○○）の学位を授与する（博士課程5年一貫教育プログラム「○○○○」を修了）						
年 月 日						
山 形 大 学（大学印）						

(第38条の規定により授与する学位記の様式)

○博乙第	号	学	位	記	氏	名
					年	月 日生
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（○○）の学位を授与する						
年 月 日						
山 形 大 学（大学印）						

(第42条の規定により授与する学位記の様式)

教専第	号	学	位	記	氏	名
					年	月 日生
本学大学院教育実践研究科教職実践専攻の専門職学位課程を修了したので教職修士（専門職）の学位を授与する						
年 月 日						
山 形 大 学（大学印）						

3. 山形大学大学院社会文化創造研究科履修規程

(趣旨)

第1条 山形大学大学院社会文化創造研究科（以下「研究科」という。）における教育課程及び履修方法については、山形大学大学院規則（以下「大学院規則」という。）及び山形大学学位規程に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(専攻及びコース)

第2条 研究科に置く専攻及びコースは、次のとおりとする。

社会文化創造専攻 社会文化システムコース
臨床心理学コース
芸術・スポーツ科学コース

(授業科目及び単位数)

第3条 研究科の授業科目及びその単位数は、別表1のとおりとする。

(研究指導教員)

第4条 研究科委員会は、学生の研究指導及び履修指導を行うため、学生ごとに主指導教員1名、副指導教員2名を定める。

(授業科目の履修)

第5条 最低修得単位数及び履修方法は、別表2のとおりとする。

2 学生は、履修しようとする授業科目を、指導教員の指導を受けて、毎年指定する期間内に届け出なければならない。

(教育方法の特例)

第6条 研究科における授業及び研究指導は、研究科委員会が教育上必要と認める場合に限り、夜間その他特定の時間又は時期に行う等の適切な方法により行うことができる。

2 前項に規定する教育方法の特例に関する必要な事項は、別に定める。

(研究指導)

第7条 学生は、学位論文の作成等に関し、指導教員の研究指導を受けなければならない。

(学位論文の提出)

第8条 学位論文は、指定した期日までに、研究科長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、研究科委員会が適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果をもって、修士論文に代えることができる。

(最終試験)

第9条 最終試験は、研究科を修了するために必要な所定の単位を修得した（見込みを含む。）者につき、学位論文の審査が終わった後に、コースごとに行う。

(修了の判定)

第10条 研究科委員会は、最終試験終了後、大学院規則第19条に規定する修了の要件に基づき修了の可否を判定し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(教育職員免許状)

第11条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する所定の単位を修得し、研究科を修了した者は別表3に掲げる教育職員免許状を取得することができる。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、教育課程及び履修方法に関する必要な事項は、研究科委員会の議を経て研究科長が別に定める。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則（令和5年3月15日）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附則（令和6年3月19日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 [開設授業科目及び単位数]

(1) 社会文化創造専攻 社会文化システムコース

教育 プロ グラム	科目区分		教育 研究 分野	授業科目名	開 講 単 位	必選別		開講週時間数				備 考	教育職員 免許状に かかる教 科		
								1 年次		2 年次					
						必	選	前	後	前	後				
全 学 共 通	基盤教育科目			地域創生・次世代形成・多文化共生論	2	2		2							
	基 礎 専 門 科 目	キャリア・マネジメント			1		1	1				全学共通実施			
		研究者としての基礎スキル			1		1	1				全学共通実施			
		データサイエンス			1		1		1			全学共通実施			
		AI デザイン演習			1		1	1				全学共通実施			
		Academic Skills : Scientific Presentations + Writing			1		1		1			全学共通実施			
		異分野連携論			1		1		1			全学共通実施			
		異分野実践研修			1		1		1			全学共通実施			
		知財と倫理			1		1		1			理工学研究科（理学系）			
		技術経営学概論			1		1	1				理工学研究科（工学系）			
		Global Materials System Innovation			1		1	1				有機材料システム研究科			
		先端医科学特論			2		2		2			医学系研究科			
食の未来を考える			1		1		1			農学研究科					
研 究 科 共 通	研究科共通科目			社会文化創造論Ⅰ	1	1		1							
				社会文化創造論Ⅱ	1	1			1						
文 化 シ ス テ ム	高 度 専 門 科 目	専 門 科 目	言 語 ・ 文 化 学	英語学特論	2		2	2					英		
				英語語法論特論	2		2	2						英	
				英語音声学特論	2		2	2						英	
				生成文法論特論	2		2	2						英	
				歴史言語学特論	2		2	2						英	
				異文化間コミュニケーション論特論	2		2	2						英	
				心理言語学特論	2		2	2						英	
				比較文化論特論	2		2	2						英	
				英米現代文化論特論	2		2	2						英	
				イギリス近現代文化論特論	2		2	2						英	
				英語学特別演習	2		2		2					英	
				英語語法論特別演習	2		2		2					英	
				英語音声学特別演習	2		2		2					英	
				生成文法論特別演習	2		2		2					英	
				歴史言語学特別演習	2		2		2					英	
				異文化間コミュニケーション論特別演習	2		2		2					英	
				心理言語学特別演習	2		2		2					英	
				比較文化論特別演習	2		2		2					英	
				英米現代文化論特別演習	2		2		2					英	
				イギリス近現代文化論特別演習	2		2		2					英	
				言語・文化学特別演習	2		2			2				英	
			日 本 学		日本語文法論特論	2		2	2						国
					日本語学特論	2		2	2						国
言語学特論	2				2	2						国			
比較文学論特論	2				2	2						国			
日本古典文学特論	2				2	2						国			
日本近代文学特論	2				2	2						国			
日本語文法論特別演習	2				2		2					国			

教育 プロ グラム	科目区分		教育 研究 分野	授業科目名	開 講 単 位	必選別		開講週時間数				備 考	教育職員 免許状に かかる教 科
								1 年次		2 年次			
						必	選	前	後	前	後		
文 化 シ ス テ ム	高 度 専 門 科 目	専 門 科 目	日 本 学	日本語学特別演習	2		2		2				国
				言語学特別演習	2		2		2				国
				比較文学論特別演習	2		2		2				国
				日本古典文学特別演習	2		2		2				国
				日本近代文学特別演習	2		2		2				国
				日本学特別演習	2		2			2			国
			人 間 科 学 ・ 思 想 文 化 学	心理科学特論 A	2		2	2					
				心理科学特論 B	2		2	2					
				人間情報科学特論	2		2	2					
				哲学特論	2		2	2					社・公
				表象文化理論特論	2		2	2					
				美学・芸術史特論	2		2	2					美
				ヨーロッパ思想史特論	2		2	2					
				心理科学特別演習 A	2		2		2				
				心理科学特別演習 B	2		2		2				
				人間情報科学特別演習	2		2		2				
				哲学特別演習	2		2		2				社・公
				表象文化理論特別演習	2		2		2				
				美学・芸術史特別演習	2		2		2				美
				ヨーロッパ思想史特別演習	2		2		2				
				人間科学・思想文化学特別演習	2		2			2			社・公
			歴 史 文 化 学	日本古代史特論	2		2	2					社・地
				日本近世史特論	2		2	2					社・地
				日本近代史特論	2		2	2					社・地
				北アジア史特論	2		2	2					社・地
				グローバル経済史特論	2		2	2					社・地
				ドイツ史特論	2		2	2					
				ヨーロッパ史特論	2		2	2					社・地
				日本古代史特別演習	2		2		2				社・地
				日本近世史特別演習	2		2		2				社・地
				日本近代史特別演習	2		2		2				社・地
				北アジア史特別演習	2		2		2				社・地
				グローバル経済史特別演習	2		2		2				社・地
				ドイツ史特別演習	2		2		2				
				ヨーロッパ史特別演習	2		2		2				社・地
			歴史文化学特別演習	2		2			2			社・地	
			グ ロ ー パ ル 文 化 学	中国古代中世文化論特論	2		2	2					
				中国古典文化論特論	2		2	2					国
				東アジア近現代文化論特論	2		2	2					
				東南アジア文化論特論	2		2	2					
				北東アジア文化論特論	2		2	2					
				ドイツ文化論特論	2		2	2					
				ドイツ現代文化論特論	2		2	2					
				ロシア文化論特論	2		2	2					
				フランス文化論特論	2		2	2					
			中国古代中世文化論特別演習	2		2		2					

教育 プロ グラム	科目区分		教育 研究 分野	授業科目名	開 講 単 位	必選別		開講週時間数				備 考	教育職員 免許状にか かる教科
								1 年次		2 年次			
						必	選	前	後	前	後		
文化 シ ス テ ム	高度 専 門 科 目	専 門 科 目	グ ロ ー バ ル 文 化 学	中国古典文化論特別演習	2		2		2				国
				東アジア近現代文化論特別演習	2		2		2				
				東南アジア文化論特別演習	2		2		2				
				北東アジア文化論特別演習	2		2		2				
				ドイツ文化論特別演習	2		2		2				
				ドイツ現代文化論特別演習	2		2		2				
				ロシア文化論特別演習	2		2		2				
				フランス文化論特別演習	2		2		2				
				グローバル文化学特別演習	2		2			2			
		特 別 研 究	言語・文化学特別研究Ⅰ	4		4	2	2					
			言語・文化学特別研究Ⅱ	4		4			2	2	I 履修終了後		
			日本学特別研究Ⅰ	4		4	2	2					
			日本学特別研究Ⅱ	4		4			2	2	I 履修終了後		
			人間科学・思想文化学特別研究Ⅰ	4		4	2	2					
			人間科学・思想文化学特別研究Ⅱ	4		4			2	2	I 履修終了後		
			歴史文化学特別研究Ⅰ	4		4	2	2					
			歴史文化学特別研究Ⅱ	4		4			2	2	I 履修終了後		
			グローバル文化学特別研究Ⅰ	4		4	2	2					
			グローバル文化学特別研究Ⅱ	4		4			2	2	I 履修終了後		
考 古 人 類 学	高度 専 門 科 目	専 門 科 目	人類学・考古学特論A	2		2	2						
			人類学・考古学特論B	2		2	2						
			人類学・考古学特論C	2		2	2						
			人類学・考古学特論D	2		2	2						
			古環境学特論	2		2	2					社・地	
			人類学・考古学特別演習A	2		2		2					
			人類学・考古学特別演習B	2		2		2					
			人類学・考古学特別演習C	2		2		2					
			人類学・考古学特別演習D	2		2		2					
			古環境学特別演習	2		2		2				社・地	
			考古人類学特別演習	2		2			2				
		特 別 研 究	考古人類学特別研究Ⅰ	4		4	2	2					
			考古人類学特別研究Ⅱ	4		4			2	2	I 履修終了後		
社 会 シ ス テ ム	高度 専 門 科 目	専 門 科 目	公 共 シ ス テ ム	人権論特論	2		2	2				社・公	
				行政法特論	2		2	2					社・公
				刑法特論	2		2	2					社・公
				刑事訴訟法特論	2		2	2					社・公
				公共経済学特論	2		2	2					社・公
				財政学特論	2		2	2					社・公
				統治組織論特論	2		2	2					社・公
				社会経済システム論特論	2		2	2					社・公
				経済学史特論	2		2	2					社・公
				行政学特論	2		2	2					社・公
				ミクロ経済学特論	2		2	2					社・公
				マクロ経済学特論	2		2	2					社・公
				公共政策学特論	2		2	2					社・公

教育 プロ グラム	科目 区分		教育 研究 分野	授業科目名	開 講 単 位	必選別		開講週時間数				備 考	教育職員 免許状に かかる教 科
						必	選	1 年次		2 年次			
								前	後	前	後		
社 会 シ ス テ ム	高 度 専 門 科 目	専 門 科 目	公 共 シ ス テ ム	法哲学特論	2		2	2					社・公
				計量社会学特論	2		2	2					社・公
				家族社会学特論	2		2	2					社・公
				環境地理学特論	2		2	2					社・地
				都市計画特論	2		2	2					社・地
				地域政策学特論	2		2	2					社・公
				社会政策論特論	2		2	2					社・公
				環境経済学特論	2		2	2					社・公
				人権論特別演習	2		2		2				社・公
				行政法特別演習	2		2		2				社・公
				刑法特別演習	2		2		2				社・公
				刑事訴訟法特別演習	2		2		2				社・公
				公共経済学特別演習	2		2		2				社・公
				財政学特別演習	2		2		2				社・公
				統治組織論特別演習	2		2		2				社・公
				社会経済システム論特別演習	2		2		2				社・公
				経済学史特別演習	2		2		2				社・公
				行政学特別演習	2		2		2				社・公
				ミクロ経済学特別演習	2		2		2				社・公
				マクロ経済学特別演習	2		2		2				社・公
				公共政策学特別演習	2		2		2				社・公
				法哲学特別演習	2		2		2				社・公
				計量社会学特別演習	2		2		2				社・公
				家族社会学特別演習	2		2		2				社・公
				環境地理学特別演習	2		2		2				社・地
				都市計画特別演習	2		2		2				社・地
				地域政策学特別演習	2		2		2				社・公
				社会政策論特別演習	2		2		2				社・公
				環境経済学特別演習	2		2		2				社・公
				公共システム特別演習	2		2			2			社・公
			企 業 シ ス テ ム	企業経営論特論	2		2	2					社・公
				比較会計学特論	2		2	2					社・公
				株式会社論特論	2		2	2					社・公
				計量経済学特論	2		2	2					社・公
				ゲーム理論特論	2		2	2					社・公
				経営情報特論	2		2	2					社・公
マーケティング論特論	2			2	2					社・公			
中小企業論特論	2			2	2					社・公			
民法特論A	2			2	2					社・公			
民法特論B	2			2	2					社・公			
雇用関係法特論	2			2	2					社・公			
商法特論	2			2	2					社・公			
消費者法特論	2			2	2					社・公			
管理会計特論	2			2	2					社・公			
経営組織論特論	2			2	2								

教育 プロ グラム	科目区分		教育 研究 分野	授業科目名	開 講 単 位	必選別		開講週時間数				備 考	教育職員 免許状に かかる教 科
								1 年次		2 年次			
						必	選	前	後	前	後		
社 会 シ ス テ ム	高 度 専 門 科 目	専 門 科 目	企 業 シ ス テ ム	企業経営論特別演習	2		2		2				社・公
				比較会計学特別演習	2		2		2				社・公
				株式会社論特別演習	2		2		2				社・公
				計量経済学特別演習	2		2		2				社・公
				ゲーム理論特別演習	2		2		2				社・公
				経営情報特別演習	2		2		2				社・公
				マーケティング論特別演習	2		2		2				社・公
				中小企業論特別演習	2		2		2				社・公
				民法特別演習A	2		2		2				社・公
				民法特別演習B	2		2		2				社・公
				雇用関係法特別演習	2		2		2				社・公
				商法特別演習	2		2		2				社・公
				消費者法特別演習	2		2		2				社・公
				管理会計特別演習	2		2		2				社・公
				企業システム特別演習	2		2			2			社・公
		国 際 シ ス テ ム	国際政治特論	2		2	2					社・公	
			グローバル・ガバナンス論特論	2		2	2					社・公	
			国際法特論	2		2	2					社・公	
			現代中国政治特論	2		2	2						
			国際取引法特論	2		2	2					社・公	
			国際金融論特論	2		2	2					社・公	
			国際経済論特論	2		2	2					社・公	
			国際政治特別演習	2		2		2				社・公	
			グローバル・ガバナンス論特別演習	2		2		2				社・公	
			国際法特別演習	2		2		2				社・公	
			現代中国政治特別演習	2		2		2					
			国際取引法特別演習	2		2		2				社・公	
			国際金融論特別演習	2		2		2				社・公	
			国際経済論特別演習	2		2		2				社・公	
			国際システム特別演習	2		2			2			社・公	
	特 別 研 究	公共システム特別研究Ⅰ	4		4	2	2						
		公共システム特別研究Ⅱ	4		4			2	2	I 履修終了後			
		企業システム特別研究Ⅰ	4		4	2	2						
		企業システム特別研究Ⅱ	4		4			2	2	I 履修終了後			
		国際システム特別研究Ⅰ	4		4	2	2						
		国際システム特別研究Ⅱ	4		4			2	2	I 履修終了後			

(2) 社会文化創造専攻 臨床心理学コース

教育 プロ グラム	科目区分	教育 研究 分野	授業科目名	開 講 単 位	必選別		開講週時間数				備考 (①～⑩については公認 心理師対応科目名称)	公認心理師 必修科目	
					必	選	1 年次		2 年次				
							前	後	前	後			
全 学 共 通	基盤教育科目		地域創生・次世代形成・多文化共生論	2	2		2						
	基 礎 専 門 科 目	キャリア・マネジメント	1		1	1				全学共通実施			
		研究者としての基礎スキル	1		1	1				全学共通実施			
		データサイエンス	1		1		1			全学共通実施			
		AI デザイン演習	1		1	1				全学共通実施			
		Academic Skills : Scientific Presentations + Writing	1		1		1			全学共通実施			
		異分野連携論	1		1		1			全学共通実施			
		異分野実践研修	1		1		1			全学共通実施			
		知財と倫理	1		1		1			理工学研究科（理学系）			
		技術経営学概論	1		1	1				理工学研究科（工学系）			
		Global Materials System Innovation	1		1	1				有機材料システム研究科			
		先端医科学特論	2		2		2			医学系研究科			
		食の未来を考える	1		1		1			農学研究科			
共 通 研 究 科	研究科共通科目		社会文化創造論Ⅰ	1	1		1						
			社会文化創造論Ⅱ	1	1			1					
臨 床 心 理 学	高 度 専 門 科 目	臨 床 心 理 学 に 関 する 必 修 科 目	臨床心理学特論 A	2	2		2						
			臨床心理学特論 B	2	2			2					
			臨床心理面接特論 A (心理支援に関する理論と実践)	2	2		2				⑦心理支援に関する理論 と実践	○	
			臨床心理面接特論 B	2	2			2					
			臨床心理査定演習 A (心理的アセスメントに関する理論と実践)	2	2		2				⑥心理的アセスメントに 関する理論と実践	○	
			臨床心理査定演習 B	2	2			2					
			臨床心理基礎実習	2	2			3					
			臨床心理実習 A（心理実践実習 A）	4	4				6		⑩心理実践実習	○	
			臨床心理実習 B	1	1				1.5				
		A 群	心理学特別演習（統計）	2		2	2						
			心理学研究法特論	2		2	2						
		B 群	発達心理学特論 (福祉分野に関する理論と支援の展開)	2		2		2			②福祉分野に関する理論 と支援の展開	○	
			教育心理学特論 (教育分野に関する理論と支援の展開)	2		2		2			③教育分野に関する理論 と支援の展開	○	
		C 群	家族心理学特論 (家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	2		2		2			⑧家族関係・集団・地域社会に おける心理支援に関する理論と実践	○	
			犯罪心理学特論 (司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)	2		2	2				④司法・犯罪分野に 関する理論と支援の展開	○	
		D 群	精神医学特論 (保健医療分野に関する理論と支援の展開)	2		2	2				①保健医療分野に関する 理論と支援の展開	○	
			大脳生理学特論	2		2	2						
		E 群	心理療法特論	2		2	2						
			投映法特論	2		2		2					
			産業臨床心理学特論 (産業・労働分野に関する理論と支援の展開)	2		2		2			隔年開講 ⑤産業・労働分野に 関する理論と支援の展開	○	
			心の健康教育に関する理論と実践	2		2		2			⑨心の健康教育に関する理論と実践	○	
			心理実践実習基礎	4		4	6				⑩心理実践実習	○	
			心理実践実習 B	2		2			3		⑩心理実践実習	○	
			課題研究	課題研究Ⅰ	2	2		2					
				課題研究Ⅱ	2	2				2			

※高度専門科目に記載された必修科目、E 群科目、心理実践実習（基礎・B）の履修は、臨床心理学コースの学生に限る。

(3) 社会文化創造専攻 芸術・スポーツ科学コース

教育 プロ グラム	科目区分	教育 研究 分野	授業科目名	開 講 単 位	必 選 別		開講週時間数				備 考	教育職員 免許状に かかる教 科	
					必	選	1 年 次		2 年 次				
							前	後	前	後			
全 学 共 通	基盤教育科目		地域創生・次世代形成・多文化共生論	2	2		2						
	基 礎 専 門 科 目	キャリア・マネジメント	1		1	1				全学共通実施			
		研究者としての基礎スキル	1		1	1				全学共通実施			
		データサイエンス	1		1		1			全学共通実施			
		AI デザイン演習	1		1	1				全学共通実施			
		Academic Skills : Scientific Presentations + Writing	1		1		1			全学共通実施			
		異分野連携論	1		1		1			全学共通実施			
		異分野実践研修	1		1		1			全学共通実施			
		知財と倫理	1		1		1			理工学研究科（理学系）			
		技術経営学概論	1		1	1				理工学研究科（工学系）			
		Global Materials System Innovation	1		1	1				有機材料システム研究科			
		先端医科学特論	2		2		2			医学系研究科			
		食の未来を考える	1		1		1			農学研究科			
研 究 科 共 通 科	研究科共通科目		社会文化創造論Ⅰ	1	1		1						
			社会文化創造論Ⅱ	1	1			1					
ス ポ ー ツ 科 学	高 度 専 門 科 目	専 門 科 目	文化コーディネート実習（スポーツ）	2	2				2			保体	
			地域社会文化実習（スポーツ）	1		1		1					
			地域スポーツ実践特別演習	2		2	2						保体
			生涯スポーツ特論	2		2	2						保体
			スポーツ教育学特論	2		2	2						保体
			コーチング学特論	2		2	2						保体
			トレーニング科学特論	2		2	2						保体
			パフォーマンス解析特論	2		2	2						保体
			スポーツ生理学特論	2		2	2						保体
			スポーツマネジメント特論	2		2	2						保体
			スポーツ栄養学特論	2		2	2						保体
			人間栄養科学特論	2		2	2						保体
			食健康科学特論	2		2	2						保体
			生涯スポーツ論特別演習	2		2		2					保体
			スポーツ教育学特別演習	2		2		2					保体
			コーチング学特別演習	2		2		2					保体
			トレーニング科学特別演習	2		2		2					保体
			パフォーマンス解析特別演習	2		2		2					保体
			スポーツ生理学特別演習	2		2		2					保体
			スポーツマネジメント特別演習	2		2		2					保体
			スポーツ栄養学特別演習	2		2		2					保体
			人間栄養科学特別演習	2		2		2					保体
			食健康科学特別演習	2		2		2					保体
	特別研究		スポーツ科学特別研究Ⅰ	4		4	2	2					
			スポーツ科学特別研究Ⅱ	4		4			2	2	I 履修終了後		
音 楽 芸 術	高 度 専 門 科 目	専 門 科 目	文化コーディネート実習（音楽）	2	2				2			音	
			地域社会文化実習（音楽）	1		1		1					
			地域音楽活動実践特論	2	2		2						音
			地域音楽活動実践特別演習	2	2			2					音
			舞台芸術実習	2		2				2			音

教育 プロ グラム	科目区分		教育 研究 分野	授業科目名	開 講 単 位	必選別		開講週時間数				備 考	教育職員 免許状に かかる教 科
								1 年次		2 年次			
						必	選	前	後	前	後		
音 楽 芸 術	高 度 専 門 科 目	専 門 科 目	音楽表現特別演習（声楽）A	2		2	2						音
			音楽表現特別演習（声楽）B	2		2		2					音
			音楽表現特別演習（ピアノ）A	2		2	2						音
			音楽表現特別演習（ピアノ）B	2		2		2					音
			音楽表現特別演習（管弦打）A	2		2	2						音
			音楽表現特別演習（管弦打）B	2		2		2					音
			作曲特論	2		2	2						音
			作曲特別演習	2		2		2					音
			音楽教育学特論	2		2	2						音
			音楽教育学特別演習	2		2		2					音
			室内楽特別演習（声楽）A	2		2	2						音
			室内楽特別演習（声楽）B	2		2		2					音
			室内楽特別演習（管弦打）A	2		2	2						音
			室内楽特別演習（管弦打）B	2		2		2					音
			舞台芸術特別演習A	2		2	2						音
			舞台芸術特別演習B	2		2		2					音
			伝統音楽特論	2		2	2					隔年開講	音
			総合音楽学特論	2		2		2				隔年開講	音
		特別研究	音楽芸術特別研究Ⅰ	4		4	2	2					
			音楽芸術特別研究Ⅱ	4		4			2	2		I 履修終了後	
造 形 芸 術	高 度 専 門 科 目	専 門 科 目	文化コーディネート実習（造形）	2	2				2			美	
			地域社会文化実習（造形）	1		1		1					
			伝統文化特論	2		2	2						美
			美術史特論	2		2	2						美
			アートマネジメント特論	2		2		2					美
			デザイン方法特論	2		2	2						美
			美術教育学特論	2		2	2						美
			美術教育学特別演習	2		2		2					美
			絵画表現特別演習	2		2	2						美
			彫刻表現特別演習	2		2	2						美
			美術史特別演習	2		2		2					美
			平面造形特別演習	2		2		2					美
			立体造形特別演習	2		2		2					美
			デザイン表現特別演習	2		2		2					美
		特別研究	造形芸術特別研究Ⅰ	4		4	2	2					
			造形芸術特別研究Ⅱ	4		4			2	2		I 履修終了後	

別表2 「最低修得単位数及び履修方法」

コース	教育プログラム	教育研究分野	必修科目			選択必修科目			合 計
			基盤教育 科目	研究科 共通科目	高度専門科目	基礎専門 科目	高度専門科目		
					専門科目		専門科目	特別研究	
社会文化システムコース	文化システムプログラム	言語・文化学	2 単位	2 単位		2 単位	16 単位	8 単位	30 単位
		日本学							
		人間科学・思想文化学							
		歴史文化学							
		グローバル文化学							
	考古人類学プログラム								
	社会システムプログラム	公共システム							
		企業システム							
		国際システム							
科学・芸術・スポーツコース	スポーツ科学プログラム		2 単位	14 単位					
	音楽芸術プログラム		6 単位	10 単位					
	造形芸術プログラム		2 単位	14 単位					

入学時に所属する教育プログラムを決定し、指導教員と特別研究を決定する。

なお、文化システムプログラムは教育研究分野「言語・文化学」，「日本学」，「人間科学・思想文化学」，「歴史文化学」，「グローバル文化学」のうちいずれか一つ（指導教員の教育研究分野）を「主とする教育研究分野」とし、社会システムプログラムは教育研究分野「公共システム」，「企業システム」，「国際システム」のうちいずれか一つ（指導教員の教育研究分野）を「主とする教育研究分野」とする。

（文化システムプログラム）

基盤教育科目	「地域創生・次世代形成・多文化共生論」（必修）	2 単位	} 2 単位
研究科共通科目	「社会文化創造論Ⅰ」（必修）	1 単位	
	「社会文化創造論Ⅱ」（必修）	1 単位	
基礎専門科目	全学共通科目から選択（選択必修）	2 単位	} 16 単位
専門科目	主とする教育研究分野で開講される特論（選択必修）	2 単位	
	主とする教育研究分野で開講される特別演習（選択必修）	2 単位	
	所属教育プログラムで開講される科目から選択（選択必修）	4 単位	
	所属コースで開講される科目から選択（選択必修）	4 単位	
	本研究科で開講される科目から選択（基礎専門科目を含む）（選択必修）	4 単位	
特別研究	特別研究Ⅰ（所属教育プログラムで指導教員が担当する1科目選択）（選択必修）	4 単位	} 8 単位
	特別研究Ⅱ（所属教育プログラムで指導教員が担当する1科目選択）（選択必修）	4 単位	

（考古人類学プログラム）

基盤教育科目	「地域創生・次世代形成・多文化共生論」（必修）	2 単位	} 2 単位
研究科共通科目	「社会文化創造論Ⅰ」（必修）	1 単位	
	「社会文化創造論Ⅱ」（必修）	1 単位	
基礎専門科目	全学共通科目から選択（選択必修）	2 単位	} 16 単位
専門科目	所属教育プログラムで開講される特論（選択必修）	4 単位	
	所属教育プログラムで開講される特別演習（選択必修）	4 単位	
	所属コースで開講される科目から選択（選択必修）	4 単位	
	本研究科で開講される科目から選択（基礎専門科目を含む）（選択必修）	4 単位	
特別研究	特別研究Ⅰ（所属教育プログラムから選択）（選択必修）	4 単位	} 8 単位
	特別研究Ⅱ（所属教育プログラムから選択）（選択必修）	4 単位	

(社会システムプログラム)

基盤教育科目	「地域創生・次世代形成・多文化共生論」(必修)	2 単位	
研究科共通科目	「社会文化創造論Ⅰ」(必修)	1 単位	} 2 単位
	「社会文化創造論Ⅱ」(必修)	1 単位	
基礎専門科目	全学共通科目から選択(選択必修)	2 単位	
専門科目	主とする教育研究分野で開講される特論(選択必修)	2 単位	} 16 単位
	主とする教育研究分野で開講される特別演習(選択必修)	2 単位	
	所属教育プログラムで開講される科目から選択(選択必修)	4 単位	
	所属コースで開講される科目から選択(選択必修)	4 単位	
	本研究科で開講される科目から選択(基礎専門科目を含む)(選択必修)	4 単位	
特別研究	特別研究Ⅰ(所属教育プログラムで指導教員が担当する1科目選択)(選択必修)	4 単位	} 8 単位
	特別研究Ⅱ(所属教育プログラムで指導教員が担当する1科目選択)(選択必修)	4 単位	

(スポーツ科学プログラム)

基盤教育科目	「地域創生・次世代形成・多文化共生論」(必修)	2 単位	
研究科共通科目	「社会文化創造論Ⅰ」(必修)	1 単位	} 2 単位
	「社会文化創造論Ⅱ」(必修)	1 単位	
基礎専門科目	全学共通科目から選択(選択必修)	2 単位	
専門科目	「文化コーディネート実習(スポーツ)」(必修)	2 単位	} 14 単位
	所属教育プログラムで開講される科目から選択(選択必修)	10 単位	
	本研究科で開講される科目から選択(基礎専門科目を含む)(選択必修)	4 単位	
特別研究	特別研究Ⅰ(所属教育プログラムから選択)(選択必修)	4 単位	} 8 単位
	特別研究Ⅱ(所属教育プログラムから選択)(選択必修)	4 単位	

(音楽芸術プログラム)

基盤教育科目	「地域創生・次世代形成・多文化共生論」(必修)	2 単位	
研究科共通科目	「社会文化創造論Ⅰ」(必修)	1 単位	} 2 単位
	「社会文化創造論Ⅱ」(必修)	1 単位	
基礎専門科目	全学共通科目から選択(選択必修)	2 単位	
専門科目	「文化コーディネート実習(音楽)」(必修)	2 単位	} 6 単位
	「地域音楽活動実践特論」(必修)	2 単位	
	「地域音楽活動実践特別演習」(必修)	2 単位	
	所属教育プログラムで開講される科目から選択(選択必修)	6 単位	
	本研究科で開講される科目から選択(基礎専門科目を含む)(選択必修)	4 単位	
特別研究	特別研究Ⅰ(所属教育プログラムから選択)(選択必修)	4 単位	} 8 単位
	特別研究Ⅱ(所属教育プログラムから選択)(選択必修)	4 単位	

(造形芸術プログラム)

基盤教育科目	「地域創生・次世代形成・多文化共生論」(必修)	2 単位	
研究科共通科目	「社会文化創造論Ⅰ」(必修)	1 単位	} 2 単位
	「社会文化創造論Ⅱ」(必修)	1 単位	
基礎専門科目	全学共通科目から選択(選択必修)	2 単位	
専門科目	「文化コーディネート実習(造形)」(必修)	2 単位	} 14 単位
	所属教育プログラムで開講される科目から選択(選択必修)	10 単位	
	本研究科で開講される科目から選択(基礎専門科目を含む)(選択必修)	4 単位	
特別研究	特別研究Ⅰ(所属教育プログラムから選択)(選択必修)	4 単位	} 8 単位
	特別研究Ⅱ(所属教育プログラムから選択)(選択必修)	4 単位	

区分 コース	必修科目				選択科目						合計
	基盤 教育 科目	研究科 共通 科目	高度専門科目		基礎 専門 科目	高度専門科目					
			臨床心理学 に関する 必修科目	課題研究		A群	B群	C群	D群	E群	
臨床心理学	2単位	2単位	19単位	4単位	2単位	2単位	2単位	2単位	2単位	2単位	39単位

入学時に研究テーマを選択することによって研究領域と指導教員を決定する。

基盤教育科目	「地域創生・次世代形成・多文化共生論」(必修)	2 単位	} 2 単位
研究科共通科目	「社会文化創造論Ⅰ」(必修)	1 単位	
	「社会文化創造論Ⅱ」(必修)	1 単位	
臨床心理学に関する必修科目		19単位	} 4 単位
課題研究	課題研究Ⅰ (必修)	2 単位	
	課題研究Ⅱ (必修)	2 単位	
基礎専門科目	全学共通科目から選択	2 単位	} 10単位
専門科目	A・B・C・D・E群(それぞれ1科目選択)	10単位	

別表3 「取得できる教育職員免許状」

コース	免許状の種類	免許教科
社会文化システムコース	中学校教諭専修免許状	国語，社会，英語
	高等学校教諭専修免許状	国語，地理歴史，公民，英語
芸術・スポーツ科学コース	中学校教諭専修免許状	音楽，美術，保健体育
	高等学校教諭専修免許状	音楽，美術，保健体育

免許状を得るための資格及び単位数

免許状の種類	基礎資格	科目区分	最低修得単位数
中学校教諭専修免許状	修士の学位及び当該一種 免許状を有していること	教科及び教科の指導法に関する科目	24
高等学校教諭専修免許状			

別表1「開設授業科目及び単位数」の「教育職員免許状にかかる教科」により，取得希望免許状の教科に合わせて，それぞれ24単位以上を習得すること

略称

国：国語，社：社会，地：地理歴史，公：公民，英：英語，音：音楽，美：美術，保体：保健体育

4. 山形大学大学院社会文化創造研究科学位論文の審査及び 最終試験の実施に関する内規

(趣旨)

第1条 社会文化創造研究科社会文化システムコース（文学，政策科学），臨床心理学コース（臨床心理学）及び芸術・スポーツ科学コース（学術）における修士の学位論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験の実施に関しては，山形大学大学院規則（以下「大学院規則」という。），山形大学学位規程及び山形大学大学院社会文化創造研究科履修規程に定めるもののほか，この内規の定めるところによる。

(学位論文の題目の届出)

第2条 学生は，学位論文提出年度の5月末日正午までに指導教員の指導の下に学位論文又は特定の課題についての研究成果の題目を定め，「学位論文又は特定の課題についての研究成果題目届」（別紙様式1）により小白川キャンパス事務部教務課に提出する。

2 学位論文又は特定の課題についての研究成果の題目を変更しようとする者は，指導教員を経て10月末日（9月修了予定者の者にあつては，6月末日）正午までに，「学位論文又は特定の課題についての研究成果題目変更届」（別紙様式2）を小白川キャンパス事務部教務課に提出する。

(学位論文又は特定の課題についての研究成果の提出)

第3条 学位論文又は特定の課題についての研究成果を提出できる者は，修了予定日までに，大学院規則第19条に定める修了要件を満たす見込みの者とする。

2 学位論文又は特定の課題についての研究成果の審査を受けようとする者は，指導教員を経て，「学位論文又は特定の課題についての研究成果審査願」（別紙様式3）に「学位論文又は特定の課題についての研究成果」（別紙様式4）及び「学位論文又は特定の課題についての研究成果要旨」（別紙様式5）を添えて研究科長に提出する。

3 特定の課題についての研究成果の審査を受けようとする者は，社会文化システムコースの社会人学生においてはこれまでの社会人としてのキャリアを踏まえた実践的な研究（翻訳，文芸作品，判例評釈，実務に関した調査研究・事例研究等），音楽芸術プログラムにおいては修了演奏，造形芸術プログラムにおいては修了制作などの特定課題研究に基づき，特定の課題についての研究成果を作成し，提出するものとする。

4 学位論文又は特定の課題についての研究成果の提出期限は，本研究科修了見込年度の1月20日（9月修了予定の者にあつては，7月末日）正午とする。

(学位論文審査又は特定の課題についての研究成果の審査委員)

第4条 各コースは，提出された学位論文又は特定の課題についての研究成果1編につき主査1人及び副査2人の学位論文又は特定の課題についての研究成果審査委員候補者を「学位論文又は特定の課題についての研究成果審査委員候補者に係る推薦書（以下「推薦書」という。）」（別紙様式6）により12月10日（9月修了予定の者にあつては，7月10日）までに研究科長に提出する。

2 審査の公平性及客観性を担保するため，主査には学生が所属するコースの教員を充て，原則として，主指導教員は除くものとする。副査2名のうち，1名については専門性の質を担保するため，当該学生の研究テーマに最も近いと考えられる分野の教員を充てる。残り1名の副査については学際性を担保するため，当該学生の所属する教育プログラム以外の教育プログラム又はコー

スを担当する教員（臨床心理学コースに所属する学生の場合は、臨床心理学コース以外の教員）を充てる。

- 3 研究科長は、第1項に規定する推薦書に基づき、学位論文審査又は特定の課題についての研究成果の審査委員を決定する。

（学位論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験の実施）

第5条 学位論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験の実施は、学位論文審査委員が主査の総括のもとに行う。

- 2 最終試験は、学位論文の審査終了後に当該学位論文を中心として、これに関連のある事項について口頭又は筆答により行う。
- 3 特定の課題についての研究成果の審査は、学位論文審査委員が主査の総括のもとに、社会文化システムコースにおいては、学位論文の審査基準に則り、社会人としてのキャリアが選択した課題に反映されているか、社会や文化の課題について分析や解決策が示されているかも審査対象とし、芸術・スポーツ科学コースにおいては、別表1に記載する修了演奏、修了制作の実技審査を踏まえ行う。
- 4 学位論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験の成績の評価は、合格又は不合格とする。
- 5 学位論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験の実施は、2月末日（9月修了予定の者にあつては8月末日）までに終了する。

（審査結果及び成績の報告）

第6条 学位論文審査委員は、学位論文又は特定の課題についての研究成果の審査結果及び最終試験の成績を「学位論文又は特定の課題についての研究成果審査及び最終試験結果報告書」（別紙様式7-1）により、2月末日（9月修了予定の者にあつては8月末日）までに研究科長に提出する。なお、その際、学位論文に添付する審査概評を、「学位論文又は特定の課題についての研究成果審査概評報告書」（別紙様式7-2）により、併せて提出する。

（学位論文及び学位論文要旨の保管）

第7条 審査に合格した学位論文及び学位論文要旨は、本研究科で保管する。

- 2 前項の学位論文及び学位論文要旨は、永久保管とする。

（特定の課題についての研究成果の公表方法）

第8条 音楽芸術プログラムでは修了演奏会、造形芸術プログラムでは修了制作展を開催し、社会に広く公表する。

（その他）

第9条 第2条、第3条第4項、第4条第1項、第5条第5項及び第6条の規定において提出すべき日が土曜日、日曜日又は休日にあたる場合は、その直前の平日に読み替える。

附 則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

【音楽芸術プログラム】 ① 器楽・声楽においては、修了演奏をこれに充てる。 ② 作曲においては、修了作品と修了作品の演奏をこれに充てる。このほかに想定される音楽教育については、修士論文を基準とするが、研究の志向性により論文と修了演奏を適宜加味したものを総合的に判断するものとする。修了演奏、修了作品については、学部の卒業演奏、卒業作品に比べ、演奏の質、量（演奏曲目、演奏時間、演奏技術、演奏プログラム企画能力等）ともにこれを上回るものとする。	【造形芸術プログラム】 造形芸術プログラムにおいては、修了制作と、それに基づく特定の課題についての研究の成果について総合的に審査を行う。修了制作については、学部の卒業作品に比べ、作品の質を上回るものとする。修了制作及び特定の課題についての研究の成果については、以下の評価項目により審査を行う。 「特定の課題についての研究の成果」 ・制作の動機及び制作意図(コンセプト) ・制作分野の現況に関する調査及び分析 ・制作における材料及び技法の解説 ・制作の成果と今後の展開(将来展望)
--	---

(参考)

項 目		提 出 締 切 日	
		3 月修了予定者	9 月修了予定者
1	学位論文又は特定の課題についての研究成果題目届	5 月末日正午	
2	学位論文又は特定の課題についての研究成果題目変更届	1 0 月末日正午	6 月末日正午
3	学位論文又は特定の課題についての研究成果審査願	1 月 2 0 日正午	7 月末日正午
4	学位論文又は特定の課題についての研究成果		
5	学位論文又は特定の課題についての研究成果要旨		
6	学位論文又は特定の課題についての研究成果審査委員候補者に係る推薦書	1 2 月 1 0 日	7 月 1 0 日
7	学位論文又は特定の課題についての研究成果審査及び最終試験結果報告書	2 月末日	8 月末日
8	学位論文又は特定の課題についての研究成果審査概評報告書	2 月末日	8 月末日

学位論文又は特定の課題についての研究成果題目届

年 月 日

社会文化創造研究科社会文化創造専攻

年度入学 [学生番号 番]

コース プログラム

氏名 (自署)

☐ 学位論文題目 (※)

☐ 特定の課題についての研究成果題目 (※)

執筆本文の言語 (語) による題目:

他の言語 (語) による題目:

主 指 導 教 員 氏名 (自署)

副 指 導 教 員 氏名 (自署)

副 指 導 教 員 氏名 (自署)

※学位論文又は特定の課題についての研究成果を執筆する言語による題目とともに、他の言語 (論文の言語が日本語以外の場合は日本語) による題目も記入すること。

学位論文又は特定の課題についての研究成果題目変更届

年 月 日

社会文化創造研究科社会文化創造専攻

年度入学〔学生番号 番〕

コース プログラム

氏名（自署）

下記のとおり題目を変更します。

記

☐学位論文題目（※） ☐特定の課題についての研究成果題目（※）

変更前	執筆本文の言語（ ）による題目： 他の言語（ ）による題目：
変更後	執筆本文の言語（ ）による題目： 他の言語（ ）による題目：

主 指 導 教 員 氏名（自署）

副 指 導 教 員 氏名（自署）

副 指 導 教 員 氏名（自署）

※学位論文又は特定の課題についての研究成果を執筆する言語による題目とともに、他の言語（論文の言語が日本語以外の場合は日本語）による題目も記入すること。

学位論文又は特定の課題についての研究成果審査願

年 月 日

山形大学大学院社会文化創造研究科長 殿

社会文化創造研究科社会文化創造専攻

年度入学〔学生番号 番〕

コース プログラム

氏名（自署）

下記学位論文及び学位論文要旨又は特定の課題についての研究成果及び特定の課題についての研究成果要旨を提出しますから審査くださるようお願いいたします。

記

☐ 学位論文題目（※）

☐ 特定の課題についての研究成果題目（※）

執筆本文の言語（ ）による題目：

他の言語（ ）による題目：

主 指 導 教 員 氏名（自署）

副 指 導 教 員 氏名（自署）

副 指 導 教 員 氏名（自署）

※論文の言語による題目とともに、他の言語（論文の言語が日本語以外の場合は日本語）による題目も記入すること。

学位論文又は特定の課題についての研究成果

題 目 (※)

執筆本文の言語 () による題目：

他の言語 () による題目：

氏 名

年度入学 学生番号 番

山形大学大学院社会文化創造研究科社会文化創造専攻
コース

プログラム

主指導教員

副指導教員

副指導教員

規 格

学位論文又は特定の課題についての研究成果は、原則として A4 判の横書きの用紙を使用すること。

ただし、欧文の場合は、A4 判 (白紙) の用紙にダブルスペースでタイプライトすること。

※論文の題目とともに、他の言語 (論文の言語が日本語以外の場合は日本語) による題目も記入すること。

学位論文又は特定の課題についての研究成果要旨

年度入学	社会文化創造研究科社会文化創造専攻 コース		プログラム
学生番号	氏 名	主指導教員	
☐ 学位論文題目名 (※) ☐ 特定の課題についての研究成果題目 (※) 執筆本文の言語 (語) による題目： 他の言語 (語) による題目：			
☐ 要旨			

(注) 和文で、原則として1, 0 0 0字程度とする。

※論文の言語による題目とともに、他の言語（論文の言語が日本語以外の場合は日本語）による題目も記入すること。

年 月 日

山形大学大学院社会文化創造研究科長 殿

社会文化創造研究科社会文化創造専攻

コース

コース長氏名（自署）

学位論文又は特定の課題についての研究成果 審査委員候補者に係る推薦書

下記審査候補者を次のとおり推薦します。

主 査

副 査

副 査

年度入学	社会文化創造研究科社会文化創造専攻 コース プログラム
学生番号	氏 名
☐ 学位論文題目（※） ☐ 特定の課題についての研究成果題目（※） 執筆本文の言語（ ） 語）による題目： 他の言語（ ） 語）による題目： 主指導教員	

※論文の言語による題目とともに、他の言語（論文の言語が日本語以外の場合は日本語）による題目も記入すること。

学位論文又は特定の課題についての研究成果 審査及び最終試験結果報告書

年 月 日

山形大学大学院社会文化創造研究科長 殿

学位論文又は特定の課題についての研究成果審査委員

主 査（自署）

副 査（自署）

副 査（自署）

下記の者に対する結果を次のとおり報告します。

記

年度入学	社会文化創造研究科社会文化創造専攻 コース プログラム		
学生番号	氏 名	主指導教員	
審 査 結 果			
審 査	合 格・不合格	判 定	合 格・不合格
最 終 試 験	合 格・不合格		
受 付 年月日	年 月 日	実 施 年月日	審 査 年 月 日
			最終試験 年 月 日

学位論文又は特定の課題についての研究成果
審査概評報告書

年 月 日

学位論文又は特定の課題についての研究成果審査委員

主 査（自署）

副 査（自署）

副 査（自署）

年度入学	社会文化創造研究科社会文化創造専攻 コース プログラム		
学生番号	氏 名	主指導教員	
☐ 学位論文題目（※） ☐ 特定の課題についての研究成果題目（※） 執筆本文の言語（ 語）による題目： 他の言語（ 語）による題目：			
審査の概評			
審 査 年 月 日	年 月 日	審 査	合 格・不合格

※論文の言語による題目とともに、他の言語（論文の言語が日本語以外の場合は日本語）による題目も記入すること。

5. 山形大学大学院社会文化創造研究科長期履修学生に関する要項

(趣旨)

- 1 この要項は、山形大学大学院長期履修学生に関する規程に基づき、山形大学大学院社会文化創造研究科における長期履修学生について必要な事項を定めるものとする。

(対象)

- 2 長期履修学生を希望することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。ただし、修了予定年次に在籍する者は希望することができない。

(1) 職業を有し、所属長の承諾を得た者

(2) その他やむを得ない事情であると研究科長が認める者

(申請手続)

- 3 本研究科に入学する者で、長期履修学生を希望する者は、主指導教員の承諾を得て、原則として入学時に長期履修学生申請書を研究科長に提出しなければならない。

また、本研究科に在籍する者（修了予定年次に在籍する者を除く。）で、長期履修学生を希望する者は、主指導教員の承諾を得て、原則として、長期履修の期間となる学期前までに、長期履修学生申請書を研究科長に提出しなければならない。

(審査)

- 4 研究科長は、前項の申請書を受理したときは、学務委員会にその審査を付託する。
- 5 学務委員会は、申請書及び面談によって審査し、その結果を研究科委員会に報告する。
- 6 研究科委員会は、前項の報告に基づき審査し可否を決定する。

(長期履修期間)

- 7 長期履修学生の履修期間は、標準修業年限の2倍を超えることができないものとし、年又は学期単位とする。

(履修期間の変更)

- 8 長期履修学生が、許可された履修期間の変更を希望する場合は、主指導教員の承諾を得て、原則として、変更を希望する学期前までに、長期履修期間変更申請書を研究科長に提出しなければならない。

なお、許可された履修期間の変更は、在籍期間中1回限りとする。ただし、修了予定年次開始後の変更はできないものとする。

- 9 前項の申請の審査に対しては、第4項から第6項までの規定を準用する。

(審査結果の通知)

- 10 研究科長は、申請に対する審査結果について審査結果通知書（別記様式）により通知するものとする。

(履修方法)

- 11 長期履修学生は、現行の教育課程の範囲内で指導教員と履修計画について打合せの上、履修するものとする。

(その他)

- 12 この要項に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て別に定める。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年7月19日から施行する。

6. 山形大学大学院社会文化創造研究科修士課程社会文化創造専攻 社会文化システムコースにおける課程修了の特例に関する内規

(趣旨)

第1条 山形大学大学院規則第19条第1項のただし書きに定める「優れた研究業績を上げた者」に係る在学期間の短縮による課程の修了（以下「課程修了の特例」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 優れた研究業績を上げた者とは、標準修業年限2年課程修了の認定を受ける者が通常到達する研究水準に、入学年度において到達し、学位論文に係る研究水準が優れている者をいう。

(要件)

第3条 課程修了の特例の適用を希望する者は、次の各号の全てを満たさなければならない。

- (1) 山形大学人文社会科学部を卒業し、本研究科推薦入試を受験の上、合格した者
- (2) 山形大学大学院社会文化創造研究科修士課程社会文化創造専攻社会文化システムコース(以下「本コース」という。)入学前において、人文社会科学部4年次在学中に本コース科目等履修生として1年間在学していた者
- (3) 前号の科目等履修生として最低必要単位数8単位以上（特別研究Ⅰ（前期・後期）4単位、基盤教育科目2単位及び研究科共通科目2単位を含む。）を修得した者

(手続き等)

第4条 課程修了の特例の適用を希望する者は、本コース科目等履修生在学時の指導教員の承諾を得て、原則として入学式までに課程修了の特例適用希望申請書（別記様式1）とともに、人文社会科学部成績証明書及び大学院社会文化創造研究科科目等履修生成績証明書を添付の上、研究科長に提出しなければならない。

(審査の付託)

第5条 研究科長は、前条の申請書を受理したときは、学務委員会にその資格審査を付託する。

(審査の報告)

第6条 学務委員会は、申請書により資格審査を行い、その結果を研究科委員会に報告する。

(判定)

第7条 研究科委員会は、前条の報告に基づき審議し、可否を決定する。

(結果通知)

第8条 研究科長は、申請に関する資格審査結果を、審査結果通知書（別記様式2）により通知するものとする。

(単位認定)

第9条 第7条により課程修了の特例適用資格があると認められた者（以下「特例適用資格者」という。）の既修得単位認定については、課程修了の特例適用希望申請書を「山形大学大学院社会文化創造研究科社会文化システムコースにおける入学前の既修得単位の認定に関する申し合せ」の「単位認定願」として扱い、手続きを行うことができるものとする。認定する科目については、本コース科目等履修生として修得した科目全てを既修得単位として認定するものとし、成績の表示は「認定」とする。

(指導教員)

第10条 特例適用資格者の主指導教員は、原則として、本コース科目等履修生在学時の指導教員とする。

(履修)

第11条 特例適用資格者は、主指導教員と履修計画について相談の上、2年次対象の科目について履修することができるものとする。

(審査及び最終試験)

第12条 特例適用資格者の学位論文の提出、審査及び最終試験については、2年次学生と同様の手続きとする。

(修業年限の変更)

第13条 特例適用資格者が、通常の修業年限により修了を希望する場合は、特例適用資格取消申請書（別記様式3）により、研究科長にその旨を申し出なければならない。

(その他)

第14条 この内規に定めるもののほか、課程修了の特例に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

VII 奨学制度、授業料の免除及び保健管理等

1. 奨学制度

(1) 日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構は、独立行政法人日本学生支援機構法に基づいて設立され、経済的理由により修学困難で優秀な学生に対し、奨学金を貸与しています。

① 奨学生となるには

大学や大学院における成績・人物が優れており、学士の支弁が困難と認められ、学長が推薦した者について、日本学生支援機構が選考のうえ、採用します。

② 貸与月額、期間

区分	学種	貸与月額	貸与期間	備考
修士課程	第一種	5万円, 8万8千円	正規の修業年限	無利子
	第二種	5万円, 8万円, 10万円, 13万円, 15万円		有利子

※第二種奨学金は、在学中は無利子、貸与終了後年利3%を上限とする利子が付きます。

③ 「授業料後払い」制度

2024年度より、「授業料後払い」制度が創設されました。本制度は修士・博士前期・専門職学位課程を対象とし、在学中の授業料納付を猶予し、卒業後の所得等に応じて後払いする制度です。加えて、生活費奨学金として月額2万円又は4万円の貸与を受けられます。

④ 出願の手続き

毎年4月及び9月に募集を行います。奨学金を希望する方は、大学ホームページの案内に従い、手続きを行ってください。

⑤ 返還誓約書の提出

奨学生に採用された方は、速やかに奨学金返還誓約書を提出しなければなりません。

⑥ 奨学金の返還

奨学生は、貸与が終了した後は、貸与を受けた奨学金を返還しなければなりません。

⑦ 返還免除

第一種奨学生(授業料後払い制度利用者を含む)で、特に優れた業績が認められる者には、全額又は一部が返還免除となる制度があります。

⑧ 継続願の提出と適格認定の実施

奨学生に採用された方は、毎年12月頃、適格認定のため「奨学金継続願」の提出が必要です。未提出の方は奨学金の交付が廃止されるので、注意してください。

⑨ 奨学生の異動

退学、休学等身分上の異動が生じた場合には、速やかに学生支援課学生支援担当(奨学)(学生センター内)まで届け出てください。

(2) その他の奨学金

地方公共団体や民間団体でも育英事業を行っています。募集があり次第、その都度、大学ホームページに掲載します。

2. 授業料の免除

経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績優秀と認められる方に、願い出により選考の上、その期の授業料の全額又は半額を免除する制度があります。

(1) 出願の手続き及び注意事項

- ① 授業料免除の申請を希望する方は、前期及び後期の指定された期間内に、所定の書類を学生支援課学生支援担当（奨学）（学生センター内）に提出してください。手続きの詳細は、大学ホームページに掲載します。
- ② 授業料免除出願者は、判定結果の通知があるまで授業料の徴収が猶予されます。

3. 学生教育研究災害傷害保険

正課中、学校行事中、課外活動（クラブ活動）中、学校施設内にいる間、又は通学中・施設間移動中等における不慮の災害事故に備え「学生教育研究災害傷害保険」があります。大学院研究科では、原則として全員加入となっており、入学手続き時に、諸納付金の一部として保険料の納入をご案内しています。この保険に該当する事故があった場合は、速やかに学生支援課（学生センター内学生支援担当窓口）に届け出てください。

なお、合格者専用サイトに学生教育研究災害傷害保険のご案内及びしおりが掲載されていますので、そちらもご参照願います。この保険制度の概要は次のとおりです。

(1) 保険金が支払われるケース

本学の国内外における教育研究活動中（①、②、③、④、⑤、⑥）の急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被ったとき。

- ① 正課中（講義、実験、実習、演習又は実技による授業、卒業研究（学会出席を含む）等）
- ② 学校行事中（入学式、オリエンテーション、大学祭等）
- ③ ①②以外で学校施設内にいる間（大学が教育活動のために所有、使用又は管理している施設内にいる間。課外活動（クラブ活動）も含む。）
- ④ 学校施設外で大学に事前に届け出た卒業研究（学会出席を含む）等及び課外活動（クラブ活動）を行っている間
- ⑤ 通学中（合理的な経路及び方法）により、住居と大学施設等の間を往復する間
- ⑥ 学校施設等相互間の移動中

(2) 保険金の種類と額

担保範囲	死亡保険	後遺障害保険金	医療保険金	*入院加算金
正課を受けている間、学校行事に参加している間	2,000万円	120万円～3,000万円	治療日数1日以上が対象 3千円～30万円	1日につき 4,000円
上記以外で学校施設内にいる間〔課外活動（クラブ活動）を除く〕	1,000万円	60万円～1,500万円	治療日数4日以上が対象 6千円～30万円	1日につき 4,000円
学校施設外で大学に届け出た課外活動（クラブ活動）を行っている間	1,000万円	60万円～1,500万円	治療日数14日以上が対象 3万円～30万円	1日につき 4,000円
通学中	1,000万円	60万円～1,500万円	治療日数4日以上が対象 6千円～30万円	1日につき 4,000円
学校施設等相互間の移動中	1,000万円	60万円～1,500万円	治療日数4日以上が対象 6千円～30万円	1日につき 4,000円

*入院加算金…180日を限度として入院1日につき4,000円

(3) 保険金が支払われないケース

故意、闘争行為、犯罪行為、自殺行為、疾病、地震※、噴火※、津波※、戦争、暴動、放射線・放射能による傷害※、無資格運転、酒気帯び運転など。

※観測活動、研究活動、実験活動に従事している間については保険金が支払われます。

(4) 保険料と保険期間

保険期間は2年、保険料は1,750円で、入学時に納入します。

(5) 事故通知及び保険請求手続

事故があった場合は、直ちに学生支援課（学生センター内学生支援担当窓口）に連絡し、事故通知（様式指定）を提出してください。（事故後30日を過ぎると保険金を請求できない場合があります。）保険金請求は、ケガの治癒後に、所定の保険金請求用紙により手続を行ってください。

4. 学研災付帯賠償責任保険

学研災付帯賠償責任保険は、学生教育研究災害傷害保険とセットで加入いただいております。こちらも入学手続き時に諸納付金の一部として保険料の納入をご案内しています。また、合格者専用サイトに、学研災付帯賠償責任保険のご案内及びしおりを掲載していますので、ご参照願います。

(1) 保険内容

日本国内外において、学生が、正課、学校行事、一部の課外活動（クラブ活動）又はその往復により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を損壊したこと等により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について補償します。

(2) 対象となる活動範囲

正課、学校行事、大学で承認を受けたインターンシップ又はボランティア活動及びその往復。

(3) 補償内容

対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円限度（※免責金額0円）

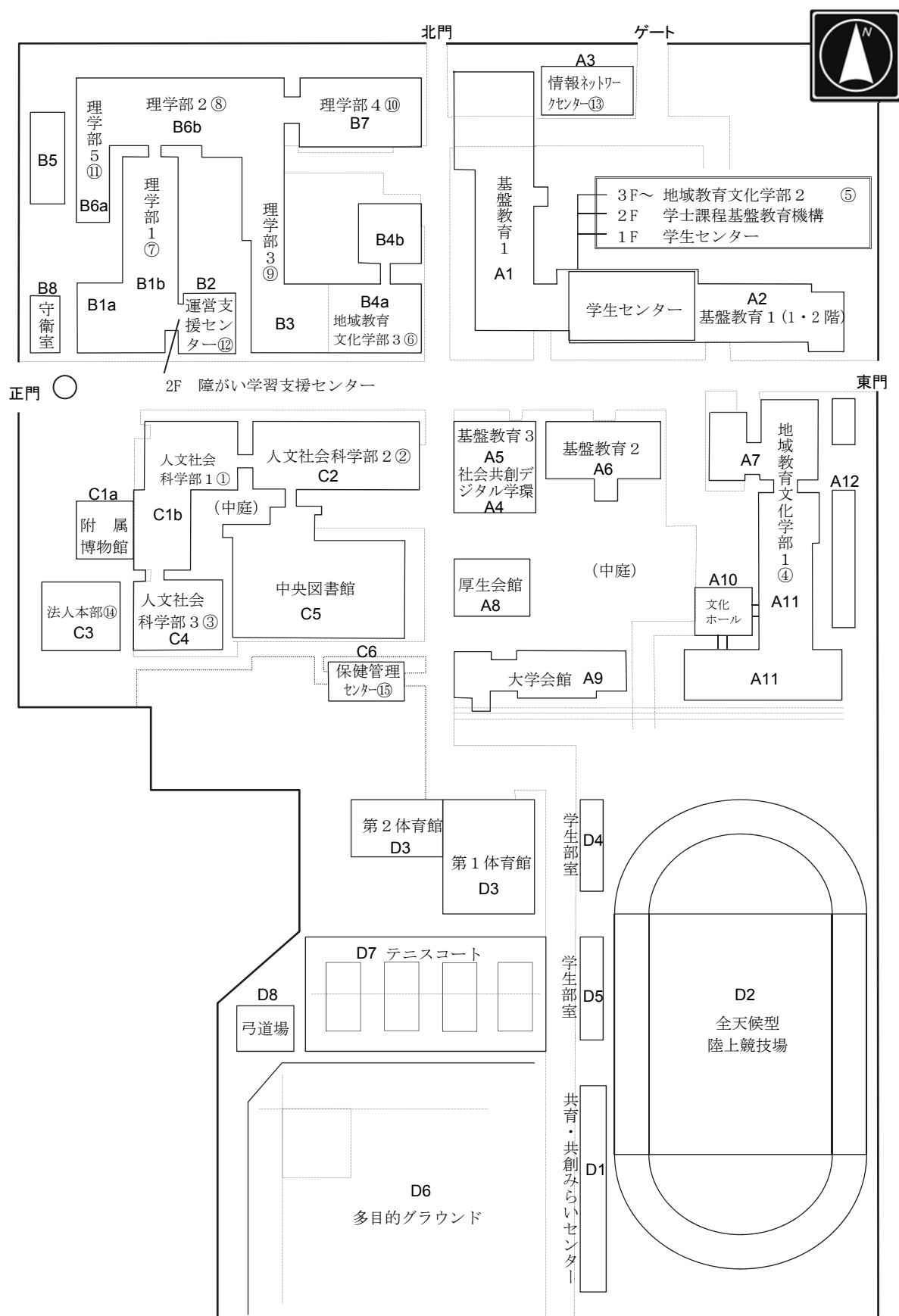
(4) 保険料

保険期間は2年、保険料は680円で、入学時に納入します。

(5) その他

不明な点は、学生支援課（学生センター内学生支援担当）にお問い合わせください。

小白川キャンパスマップ



リサイクル適性 (B)

この印刷物は、板紙へ
リサイクルできます。